

目 次

| | | |
|---------|-----------------|----|
| 別図1-1-6 | ヘリベース・拠点ヘリポート等 | 24 |
| 別図1-1-7 | 災害拠点病院ヘリポート | 25 |
| 別図1-1-8 | 静岡空港の臨時ヘリスロット等 | 26 |
| 別図1-1-9 | 静岡エアリアVFR常用飛行経路 | 27 |

第1章 総則

| | | |
|-------|---------------------------|----|
| 1 | 基本方針 | 1 |
| 2 | 本計画の位置付け | 2 |
| 3 | 本計画の適用 | 2 |
| 4 | 発災からの経過時間に応じた県及び市町等の対応 | 3 |
| 5 | 県及び市町の災害対策本部の役割 | 4 |
| 6 | 防災拠点等 | 5 |
| (1) | 防災拠点の種類、機能及び開設等 | 5 |
| (2) | 大規模な広域防災拠点「静岡空港」 | 6 |
| 7 | 平素からの準備 | 7 |
| 8 | 経費負担 | 7 |
| 9 | 全国知事会等への応援要請 | 7 |
| 別表1-1 | 発災からの経過時間に応じた行動目標(タイムライン) | 8 |
| 別表1-2 | 県本部指令部の編制及び事務分掌(関係分) | 9 |
| 別表1-3 | 防災拠点の種類、機能等 | 10 |

第1-1章 航空運用

| | | |
|-----|---------------------------------|----|
| 1 | 要旨 | 11 |
| 2 | 時間経過(各段階)に応じた航空機の運用及び市町の対応 | 11 |
| (1) | 第1段階：発災直後 | 11 |
| (2) | 第2段階：航空部隊による独自対応(発災～約24ないし48時間) | 12 |
| (3) | 第3段階：市町の支援要請対応(第2段階終了～救助活動等頻度少) | 12 |
| (4) | 第4段階：第3段階終了～活動収束 | 13 |
| 3 | ヘリベース及びヘリポートの開設 | 13 |
| 4 | 県本部による航空調整 | 15 |
| 5 | サイレントタイム | 16 |
| 6 | 広域物資輸送拠点の代替拠点としての静岡空港の活用 | 16 |
| 7 | 救援航空機等の安全確保 | 16 |
| 8 | 静岡県内を飛行する広域応援部隊等の航空機の常用経路 | 16 |
| 9 | 無人航空機の飛行 | 17 |

| | | |
|---------|----------------------|----|
| 別図1-1-1 | 航空偵察ルート図 | 18 |
| 別図1-1-2 | 第1段階：発災直後の担任区域(基準) | 20 |
| 別図1-1-3 | 第2段階：航空部隊による独自対応(基準) | 21 |
| 別図1-1-4 | 第3段階：市町の支援要請対応(基準) | 22 |
| 別図1-1-5 | 第4段階：第3段階終了～活動収束(基準) | 23 |

第2章 緊急輸送ルートの確保

| | | |
|-----|--------------------------------|----|
| 1 | 要旨 | 28 |
| 2 | 緊急輸送ルートの概要と確保目標 | 28 |
| 3 | 緊急輸送ルート確保活動の概要(道路を使用する場合) | 29 |
| (1) | 発災前に定めておく事項 | 29 |
| (2) | 航空偵察等による被害の把握 | 29 |
| (3) | 道路管理者による通行可否情報の収集 | 30 |
| (4) | 通行可否情報の集約・共有 | 30 |
| (5) | 災害時における車両の移動等に対する要請 | 30 |
| (6) | 道路開通方針の決定等 | 30 |
| (7) | 関係機関への支援要請 | 31 |
| (8) | 緊急交通路の指定及び交通規制の実施 | 31 |
| (9) | 広報の実施 | 32 |
| 4 | 緊急輸送ルートの確保活動概要(港湾を利用する場合) | 32 |
| (1) | 防災拠点港湾等の位置づけ | 32 |
| (2) | 航空偵察等による被害の把握 | 32 |
| (3) | 港湾等の管理者による被害情報の収集 | 32 |
| (4) | みなとBCPに基づく対応 | 32 |
| (5) | 優先的に復旧する港湾等の選定 | 33 |
| (6) | 港湾等への緊急輸送ルートの確保 | 33 |
| (7) | 油槽所のある港湾への緊急輸送ルート及び港湾機能の優先的な確保 | 34 |
| (8) | 海路と陸路の結節に対する配慮 | 34 |
| (9) | 海上輸送の代替手段の確保 | 34 |
| 5 | 緊急輸送ルートの確保活動の概要(空路を利用する場合) | 34 |

| | | |
|-------|--------------------|----|
| 別図2-1 | 通行可否情報の収集・伝達・共有ルート | 35 |
|-------|--------------------|----|

第3章 救助・消火活動等

| | | |
|-----|--------------------|----|
| 1 | 要旨 | 36 |
| 2 | 発災直後の優先実施事項 | 37 |
| (1) | 情報の収集及び共有 | 37 |
| (2) | 通信途絶市町への対応 | 37 |
| (3) | 広域応援部隊等の救助活動拠点への誘導 | 37 |
| (4) | 救助活動拠点の開設 | 37 |
| 3 | 発災後概ね72時間以内の実施事項 | 38 |

| | | |
|---|-----------------|----|
| 4 | 発災後概ね4日目以降の実施事項 | 39 |
| 5 | 艦船・船舶の運用等 | 39 |
| 6 | 災害対策用機械の運用 | 39 |

第4章 医療活動等

| | | |
|-----|----------------------------------|----|
| 1 | 要旨 | 41 |
| 2 | 広域医療搬送活動 | 42 |
| (1) | 広域医療搬送活動の概要 | 42 |
| (2) | 県、市町及び医療機関の活動概要 | 42 |
| (3) | 広域医療搬送活動の実施 | 43 |
| (4) | 航空搬送拠点の機能 | 44 |
| (5) | 航空搬送拠点の運営 | 45 |
| (6) | 航空搬送拠点までの患者搬送 | 48 |
| 3 | 被災地外都道府県からのDDMAT等の医療チームの受け入れ | 49 |
| (1) | フェーズⅠ【災害超急性期(発災～48時間)】 | 49 |
| (2) | フェーズⅡ【災害急性期(3日～1週間)】 | 51 |
| (3) | フェーズⅢ【災害亜急性期～中長期(1週間～1か月)】 | 52 |
| 4 | 医薬品等及び輸血用血液の確保 | 53 |
| (1) | 医薬品等確保の概要 | 53 |
| (2) | 輸血用血液確保の概要 | 54 |
| 5 | 薬剤師等の受け入れ | 54 |
| 6 | 静岡県災害派遣福祉チーム(静岡DCAT)の派遣及び受け入れの調整 | 54 |
| 7 | 災害時健康危機管理チーム(DHEAT)の受け入れ | 54 |
| 8 | 災害派遣精神医療チーム(DPAT)の受け入れ | 55 |

第5章 物資調達

| | | |
|-----|----------------------------|----|
| 1 | 要旨 | 56 |
| 2 | 物資調達・供給活動 | 56 |
| (1) | 物資調達・供給の基本的な流れ | 56 |
| (2) | 緊急物資の取り扱いに関する留意事項 | 57 |
| 3 | 平素からの準備 | 57 |
| (1) | 住民への啓発(県及び市町) | 57 |
| (2) | 物資の備蓄(県及び市町) | 57 |
| (3) | 緊急物資の調達・輸送に関する体制の構築(県及び市町) | 57 |
| 4 | 県及び市町の物資調達活動 | 58 |
| (1) | 発災直後から概ね3日間の活動 | 58 |
| (2) | 発災後概ね4日目以降から7日目までの活動 | 59 |
| (3) | 発災から概ね1週間以降の活動 | 61 |

第6章 燃料供給、電力・ガスの臨時供給、通信の臨時確保、 応急給水及び汚水処理の継続・確保

| | | |
|-----|-------------------------------|----|
| I | 燃料供給 | 62 |
| 1 | 要旨 | 62 |
| 2 | 基本的な燃料供給体制 | 62 |
| 3 | 防災拠点等に存する給油施設への「重点継続供給」 | 63 |
| 4 | 業務継続が必要な重要施設への「優先供給」 | 65 |
| 5 | 臨時の給油施設に対する供給 | 65 |
| 6 | 燃料供給に必要な輸送・供給体制の確保(油槽所へのアクセス) | 66 |
| 7 | 燃料供給に関する広報 | 66 |
| II | 電力・ガスの臨時供給 | 67 |
| 1 | 要旨 | 67 |
| 2 | 重要施設の選定及び情報共有等 | 67 |
| 3 | 重要施設への臨時供給 | 68 |
| 4 | 緊急通行車両等の通行体制の確保 | 68 |
| III | 通信の確保 | 69 |
| 1 | 要旨 | 69 |
| 2 | 重要施設の選定及び情報共有等 | 69 |
| 3 | 重要施設及び通信の空白地域における通信の臨時確保 | 69 |
| 4 | 緊急通行車両等の通行体制の確保 | 69 |
| IV | 応急給水 | 70 |
| 1 | 要旨 | 70 |
| 2 | 応急給水体制 | 70 |
| 3 | 応急給水業務 | 70 |
| 4 | 応急給水活動 | 71 |
| V | 汚水処理の継続・確保 | 72 |
| 1 | 要旨 | 72 |
| 2 | 下水道の広域支援体制 | 73 |
| 3 | 農業及び漁業集落排水施設 | 76 |
| 4 | し尿処理施設 | 77 |

第7章 自治体応援職員

| | | |
|-----|--------------|----|
| 1 | 要旨 | 78 |
| 2 | 応援職員の受け入れ体制 | 79 |
| (1) | 県及び市町の役割 | 79 |
| (2) | 県の受援体制・スキーム | 79 |
| 3 | 県業務の受援 | 81 |
| (1) | 業務継続 | 81 |
| (2) | 受援対象業務 | 81 |
| (3) | 受援業務に関する整理事項 | 81 |

| | |
|-----------------------------|-----|
| (4) 各部署の人的応援要請の判断基準 | 8 2 |
| (5) 広域応援協定団体等との連携 | 8 3 |
| 4 市町業務の応援・受援 | 8 4 |
| (1) 県内被災市町への応援 | 8 4 |
| (2) 市町における応援職員の受け入れ | 8 5 |
| (3) 市町からの応援要請に基づく調整 | 8 6 |
| 別表 7-1 応援優先順位 | 8 7 |
| ・ 被災市区町村応援職員確保システム（総務省）について | 8 8 |
| 5 広域応援協定 | 8 9 |

第1章 総則

1 基本方針

- (1) 国は、南海トラフ地震¹発生時において「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（令和元年5月27日、中央防災会議幹事会決定。以下「国の具体計画」という。）に基づき、全国からの広域応援部隊（警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊災害派遣部隊、国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）²、海上保安庁の部隊、災害派遣医療チーム（DMAT）³その他の応援部隊）を静岡県内に迅速に投入し、災害応急対策活動を行う。また、食料、飲料水、医薬物資、燃料及び生活必需品を全国からできる限り確保し、供給を行う。
- (2) 県、市町及び防災関係機関等⁴は、国の広域応援部隊等と連携した救助・救急活動、消火活動、医療活動を行うとともに、物資調達、燃料供給、電力・ガスの臨時供給、通信の臨時確保、応急給水及び汚水処理の継続・確保、自治体応援職員等による被災者支援等、県民の生命に直結する多岐にわたる災害応急対策活動を行う。
- (3) 県、市町及び防災関係機関等は、緊急輸送ルートの確保、救助活動拠点の開設準備などの広域応援部隊等の受け入れ体制を確保する。
- (4) 災害応急対策の実施にあたっては、多数の防災関係機関等の連携が必要であることから、大規模災害への組織的対応に必要とされる災害対応の原則C S C Aを確立することに留意する。

¹ 南海トラフ地震：南海トラフ（駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖迄のフィリピン海プレート及びニューシアンシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域をいう。）及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震をいう。南海トラフ地震として科学的に想定し得る最大規模のものを「南海トラフ巨大地震」という。

² 国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE；Technical Emergency Control Force）：大規模な自然災害等に際して、被災自治体が行う被災状況の迅速な把握、被害の拡大の防止、被災地の早期復旧等に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施する部隊をいう。

³ 災害派遣医療チーム（DMAT；Disaster Medical Assistance Team）：大地震及び航空機・列車事故等の災害時に被災者の生命を守るため、被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うため、厚生労働省の認めた専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チームをいう。

⁴ 防災関係機関等：防災関係機関（指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関）、地方公共団体の組合（消防本部等の一部事務組合等）及び県及び市町等と協定を締結した事業者をいう。

【災害対応の原則C S C A】

| | | | |
|---|-------------------|---------|------------------|
| C | Command & Control | 指揮と統制 | 指揮命令系統の確立、機関間の連携 |
| S | Safety | 安全 | 防災関係機関及び職員の安全確保 |
| C | Communication | 情報収集、伝達 | 被害情報の収集、伝達及び共有 |
| A | Assessment | 情報の評価 | 時間経過に応じた計画の見直し |

2 本計画の位置付け

- (1) 南海トラフ地震における静岡県広域受援計画（以下「本計画」という。）は、静岡県広域防災計画（以下「県域防災計画」という。）に基づき、「大規模地震等に関する情報及び広報活動実施要領」、「静岡県医療救護計画」やその他の個別計画等との整合を図るものである。
- (2) 本計画における医療搬送、救護を要する患者数、物資量及びこれらを搬送するための輸送活動の規模・範囲は、静岡県第4次地震被害想定（以下「4次想定」という。）に基づく。
- (3) 本計画は、国の具体計画の修正、訓練等を通じた検証、国・県・市町及び防災関係機関等の体制変更や施設整備の進捗等に応じて、必要な見直しを行う。

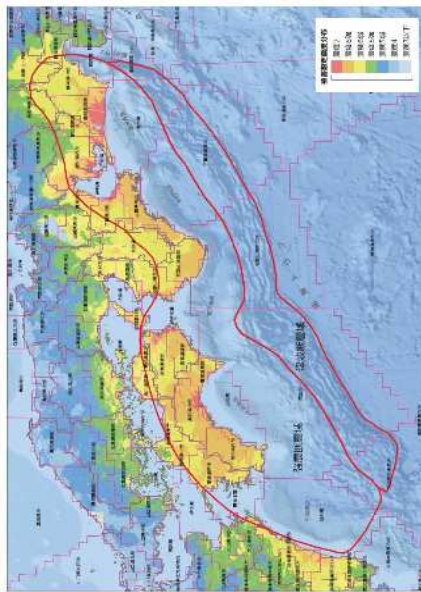
3 本計画の適用

- (1) 南海トラフ地震が発生し、国による応援の適用条件⁵に該当した場合、県、市町及び防災関係機関等は、直ちに本計画に基づく対応を実施する。県及び市町は、被害状況に応じて、本計画を修正し、適切に対応する。
- (2) (1)以外の大規模な災害⁶が発生した場合にも、県及び市町は、必要に応じて本計画を準用する。
- (3) 南海トラフ地震臨時情報に関する情報発表時における県及び市町の対応については、「東海地震応急対策活動要領」に基づく静岡県広域受援計画」を準用する。

⁵ 国による応援の適用条件：地震発生時の震央地名の区域が、内閣府に平成23年8月に設置された、「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、中部、近畿、四国・九州地方のいずれの地域においても、震度6強以上の震度の観測又は大津波警報の発表のいずれかがあった場合をいう。（いわゆる「南海トラフ巨大地震」が発生した場合を想定）

⁶ (1)以外の大規模な災害：東海地震、東海・東南海地震等、国の応援部隊の派遣が想定される大規模災害

【南海トラフ巨大地震の想定震源断層域と震央地名図】
(令和元年5月27日、中央防災会議幹事会)



4 発災からの経過時間に応じた県及び市町等の対応

県及び市町等の防災関係機関が、人命救助のために重要な72時間を意識しつつ災害応急対策活動を総合的かつ調和的に行うための発災からの経過時間に応じた行動目標（以下「タイムライン⁷」という。）を定める。

【各分野別の災害応急対策活動のタイムライン（主要なもの）】

| 分野(章) | 行動目標 | 活動内容 |
|--------------|-------------------------------|---|
| 共通 | 数時間以内 | ○震度分布、航空偵察及び国、広域応援部隊等から得た情報により、県内の被害概要を把握、必要により広域応援部隊等の応援計画修正を要望 |
| 航空運用(第1-1章) | 数時間以内 | ○航空偵察による県内の被害概要の把握 ○捜索救難航空機の受け入れ (拠点ヘリポートの開設、患者の搬送等) |
| 緊急輸送ルート(第2章) | 24時間以内 24～48時間以内 72時間以内 | ○航空搬送拠点に至る進出ルートの確保 ○広域応援部隊等(人命救助に係る部隊)の進出ルートの確保 ○主な被災地等への進出ルートの確保 |

⁷ タイムライン：地震の発生時刻や被災状況、各防災関係機関等の実情に応じて相違があることに留意する。

| | | |
|---|--------|--|
| 救助・消火(第3章) | 24時間以内 | ○広域応援部隊等の受け入れ (救助活動拠点の開設準備、広域応援部隊等の要請に応じた誘導) |
| 医療活動(第4章) | 24時間以内 | ○災害派遣医療チームの受け入れ ○災害拠点病院等から航空搬送拠点への患者搬送開始 |
| 物資調達(第5章) | 4日目 | ○広域物資輸送拠点から地域内輸送拠点への物資配送、避難所への物資配達の開始 |
| 燃料供給、電力・ガスの臨時供給、通信の臨時確保、応急給水及び汚水処理の継続・確保(第6章) | 4日目 | ○災害応急対策車庫、航空機及び災害応急対策活動上重要な施設に対する燃料供給開始 ○電力・ガスの臨時供給開始 ○通信の臨時確保開始 ○応急給水応援隊及び汚水処理応援隊の受け入れ |
| 自治体応援職員(第7章) | 4日目 | ○被災市区町村応援職員確保システムによる応援職員の受け入れ |

タイムラインの詳細は別表1-1「発災からの経過時間に応じた行動目標(タイムライン)」のとおりとする。

5 県及び市町の災害対策本部の役割

県及び市町は、災害対策本部を設置し、地域防災計画及び本計画に基づく災害応急対策活動を実施する。

(1) 県災害対策本部

県災害対策本部（以下「県本部⁸」という。）は、全県にわたる災害応急対策活動を円滑に実施するため、災害時情報集約支援チーム（ISUT）⁹等の支援を活用した情報集約、政府現地対策本部等¹⁰及び防災関係機関等と情報共有、活動調整及び必要な要請¹¹を行う。

⁸ 県本部指令部の編制及び事務分掌は、別表1-2「県本部指令部の編制及び事務分掌(関係分)」を参照

⁹ 災害時情報集約支援チーム（ISUT：Information Support Team）：大規模災害時、被災情報や避難所などの情報を集約・地図化・提供して、自治体等の災害対応を支援する（内閣府の）現地派遣チームをいう。

¹⁰ 政府現地対策本部等：大規模災害時、静岡県庁に設置が想定される緊急災害現地対策本部（複数の都道府県の区域を所管）、政府現地連絡調整室、政府現地災害対策室、情報連絡要員のいずれかの組織をいう。

¹¹ 必要な要請：(発災後における一例) 南海トラフ地震において、広域応援部隊等が被災地に本格投入される前に、広域応援部隊等を重点的に投入する地域を明らかにして要請する等

(2) 県災害対策本部方面本部

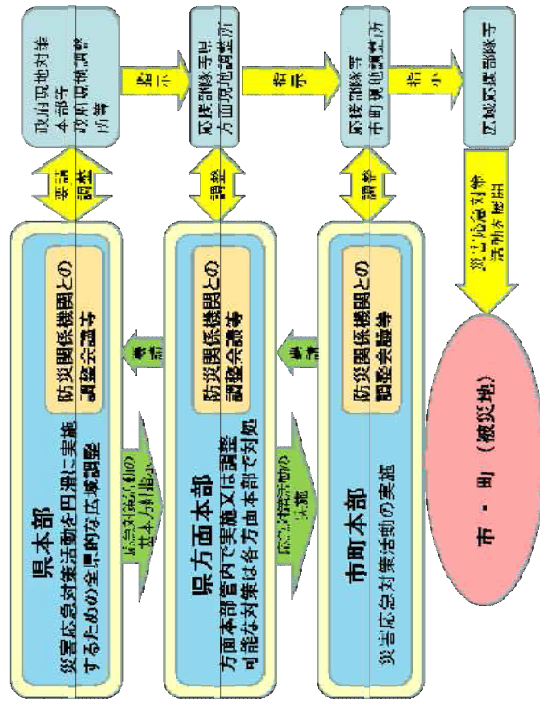
県災害対策本部方面本部（以下「方面本部」という。）は、管内市町及び防災関係機関等と災害応急対策活動に必要な調整を行うため、調整会議等を開催する。

また管内の調整のみでは対応が困難な場合は、県本部に応援を要請する。なお、方面本部管内の災害応急対策活動を迅速に決定するため、防災関係機関等の調整会議等参加者は可能な限り、災害応急対策活動に関し決定権限を有する者とする。

(3) 市町災害対策本部

市町災害対策本部（以下「市町本部」という。）は、市町内に所在している警察、消防等の防災関係機関及び自主防災組織等と連携して人命救助活動、医療活動等を実施するとともに、方面本部に対し、応援部隊等の派遣その他の必要な要請を行う。

【県、市町の災害対策本部体制の概要】



6 防災拠点等

(1) 防災拠点の種類、機能及び開設等

県及び市町は、広域応援部隊等の指揮、駐車、駐機、整備、宿泊、医療搬送、物資搬送、艦艇による生活支援等をうけるための拠点として、防災拠点を準備する。

防災拠点の開設は広域応援部隊等が行うことを基本とする。

県は、広域応援部隊等の主要な進出経路である東名高速道路足柄サービスエリア。及び新東名高速道路浜松サービスエリアに交通誘導係を配置し、TEC-FORCE、災害派遣医療チーム（DMAT）等に対して県内の道路情報等を提供する。

防災拠点の種類、機能等は別表1-3「防災拠点の種類、機能等」のとおりとする。

(2) 大規模な広域防災拠点「静岡空港」

県は、静岡空港において、国内外の防災関係機関等から災害応急対策活動に係る広域応援を受け入れ、救助・消火活動、医療活動、物資調達活動等を総合的かつ広域的に行う。

イ 具体的な活用方法

(ア) 救助活動拠点

警察災害派遣隊航空機（航空自衛隊静浜基地に収容できない場合）、緊急消防援助隊航空機、自衛隊災害派遣部隊航空機、ドクターヘリ等の駐機・給油等

(イ) 災害派遣医療チーム（DMAT）の空路参集拠点

災害派遣医療チーム（DMAT）が空路参集するとともに、支援チームを配置して参集したDMATの活動を後方支援する拠点

(ウ) 広域医療搬送¹²等を行う航空搬送拠点

広域医療搬送、地域医療搬送¹³を臨機応変に選択できるよう緊急度判定¹⁴の機能を確保し、災害現場、近隣の災害拠点病院等から広域的に患者を受け入れ、被害が甚大な県内及びその近隣地域の医療機関の負担の軽減に資する拠点

(エ) 航空輸送拠点

大規模な孤立地域が発生した場合の航空輸送のための拠点

(オ) 広域物資輸送拠点の代替拠点

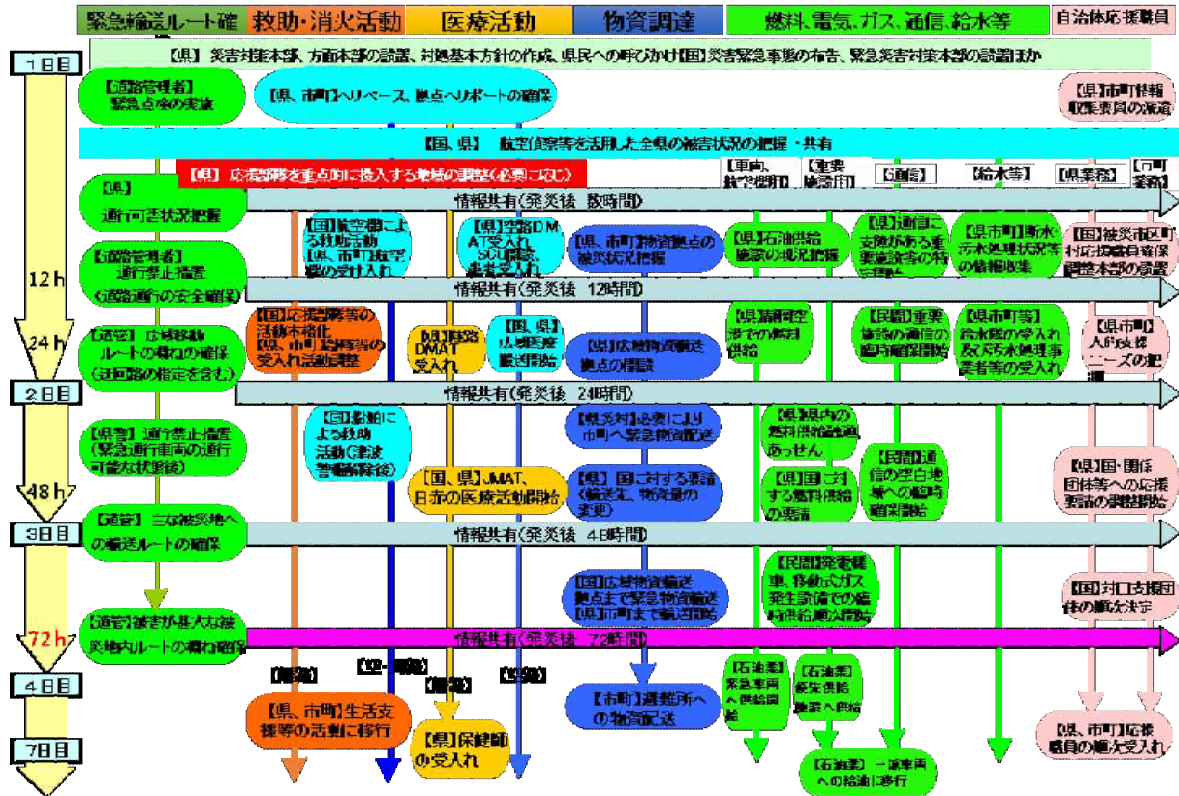
（孤立地域に対する大型輸送ヘリなどによる燃料等の輸送を想定）
国内外から航空機により静岡空港に搬入された支援物資を受け入

¹² 広域医療搬送：国が各機関の協力の下、自衛隊等の航空機を用いて患者を被災地内の航空搬送拠点から被災地外の航空搬送拠点まで航空搬送する医療搬送をいう。

¹³ 地域医療搬送：ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送（県境を越えるものを含む。）であって、広域医療搬送以外のものをいう。

¹⁴ 緊急度判定：「救える命を救う」ため、患者の緊急度に応じた救急対応を選択する方針（トリアージ）をいう。

発災からの経過時間に応じた行動目標（タイムライン）



8

- れ、荷捌きを行い、地上輸送等により県内の広域物資輸送拠点等に搬出するための拠点
- (カ) 陸上自衛隊が設置する後方支援拠点
- (キ) 県内で活動する自衛隊災害派遣部隊を支援
- (ク) 警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、国土交通省 TEC-FORCE 等の陸路での集結及び活動等の拠点
- (ケ) 海外及び国内遠隔地からのボランティアの集結、活動調整拠点
- (ケ) 大規模災害（例：富士山噴火等）における首都圏に所在する広域応援部隊の航空機の航空機の退避先、活動拠点）

7 平素からの準備

- (1) 全般
 - 県、市町及びその他の防災関係機関等は、発災後、直ちに本計画に基づき対応を開始できるよう、平素からの訓練により、広域応援部隊等との連携強化を図るとともに、発災後に使用する緊急輸送ルート、防災拠点、資機材等を把握する。
 - (2) 事業者との連携推進
 - 県及び市町は、災害応急対策を円滑に実施するため、事業者との災害時応援協定を締結するなどの連携を図るものとする。

8 経費負担

救助活動等に係る経費については、災害救助法、災害救助法、災害救助法等の関係法令に基づいて、国、県、市町及び防災関係機関等がそれぞれ負担する。

9 全国知事会等への応援要請

県は、国の具体計画に基づく応援要請を基本とし、これを補うための応援については、都道府県の相互応援協定に基づく要請または全国知事会等への要請を行う。

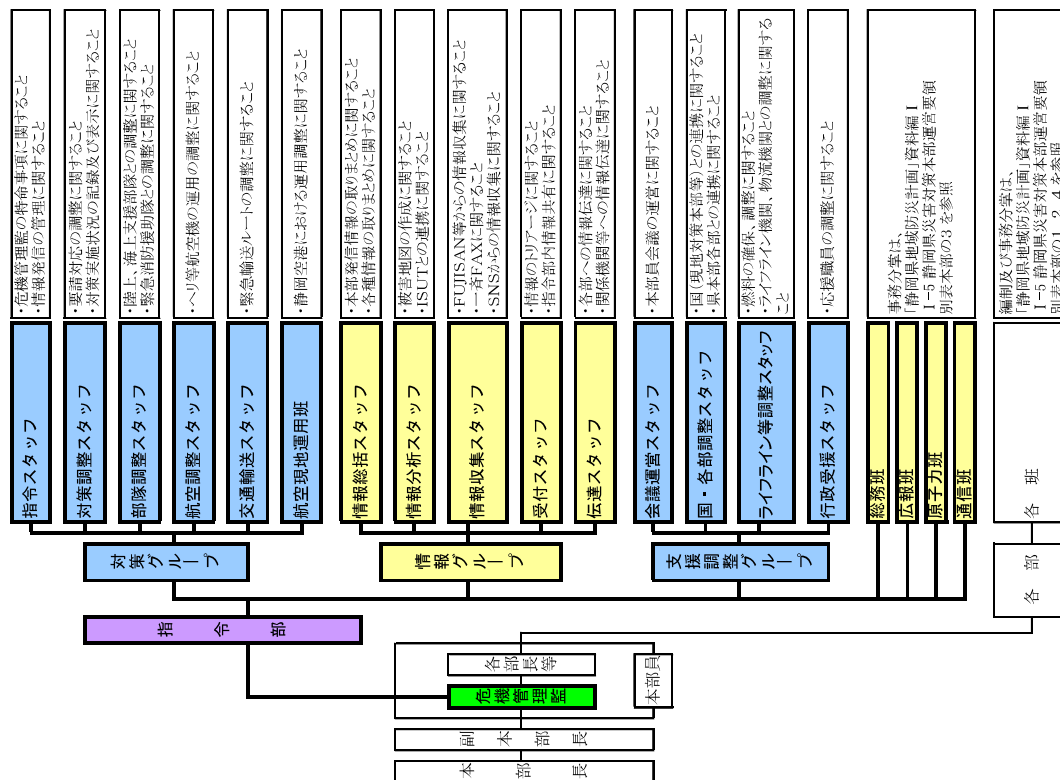
防災拠点の種類、機能等

| 番号 | 種類 | 機能 | 開設準備者 | 開設者 (運用者) | 県本部、県方面本部等との通信確保 |
|----|--------------|---|------------------|------------------|---|
| 1 | 広域進出拠点 | 災害発生直後、直ちに広域応援部隊等が被災地方面に向かって移動する際の一次的な目標となる拠点 | 各施設管理者 | 広域応援部隊等 | 車名足柄SA(下り線)、新車名浜松SA(上り線)に配置した交通誘導係が、県本部、県方面本部との間で通信を確保(※1) |
| 2 | 救助活動拠点 | 域内部隊及び広域応援部隊等が被災地において部隊の指揮、宿舎、資機材集積、燃料供給等を行う拠点として、県及び市町があらかじめ設定し、発災後には速やかに確保すべき拠点 | 各施設管理者 (市町等) | 広域応援部隊等 | (進出する広域応援部隊等に県本部、県方面本部及び市町本部との通信確保を依頼) |
| 3 | 航空搬送拠点 | 広域医療搬送を行う大型回転翼機又は固定翼機が離発着可能な拠点であり、SCU(航空搬送拠点臨時医療施設)が設置可能なもの | 県方面本部 (健康福祉班) | 県方面本部 (健康福祉班) | 県方面本部(福祉班)が、県本部、県方面本部との通信を確保 |
| 4 | ヘリベース | 広域応援部隊等のヘリコプター運用に関する指揮(指示・任務付与)を実施し、かつ駐機、給油、整備、整備及び宿泊(近隣宿泊を含む)が可能な拠点 | 県、 市(藤枝市) | 広域応援部隊等 | 施設管理者が広域応援部隊等の到着まで県本部、県方面本部との通信を確保(藤枝総合運動公園は広域応援部隊等の到着まで県方面本部との通信を確保) |
| 5 | 拠点ヘリポート | ○広域応援部隊等が航空機で救出した要救助者(沿岸部等の孤立者、津波による漂流者、孤立地域における負傷者)等を受け入れる拠点 ○救護病院から負傷者等を航空機で搬送するために使用する拠点 ○広域応援部隊等の航空機による進出、航空機による物資輸送等を受け入れる拠点 | 各施設管理者 (市町等) | 各施設管理者 (市町等) | 施設管理者が県本部、県方面本部との通信を確保 |
| 6 | 災害拠点病院用ヘリポート | 災害拠点病院敷地内または近傍に確保し、患者搬送をするためのヘリポート(中型ヘリの使用可能なヘリポートを最低1個含む) | 災害拠点病院 又は市町 | 災害拠点病院 又は市町 | 施設管理者が県本部、県方面本部との通信を確保 |
| 7 | 広域物資輸送拠点 | 国等から供給される物資を県が受け入れ、各市町が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて、物資を送り出すために設置する拠点 | 県方面本部 (物資班) | 県方面本部 (物資班) | 県方面本部(物資班)が、県本部、県方面本部との通信を確保 |
| 8 | 広域物資輸送拠点(代替) | 広域物資輸送拠点が被災により使用不能又は物資取り扱い機能が不足する場合に、県本部(物資班)が、国、県トラック協会、倉庫協会などと協議し、指定する拠点 | 県方面本部 (物資班) | 県方面本部 (物資班) | 県方面本部(物資班)が、県本部、県方面本部との通信を確保 |
| 9 | 地域内輸送拠点 | 県、協定を締結した他自治体、事業者などから供給される物資を市町が受け入れ、避難所などに向けて物資を送り出すために設置する拠点 | 各施設管理者 (市町等) | 各施設管理者 (市町等) | 市町本部(物資を取り扱う組織)が、県方面本部(物資班)との通信を確保 |
| 10 | 海上輸送拠点 | 人員・物資、燃料、資機材等を海上輸送するために想定する港湾・漁港であって、耐震性及び機能性が高いもの | 港湾管理者 漁港管理者 | 広域応援部隊等 | (進出する広域応援部隊等に県本部、県方面本部及び市町本部との通信確保を依頼) |

(※1) 交通誘導係の業務：広域応援部隊等(TEC-FORCE、DMAT)に対して、県内の道路情報等を提供(発災後24時間以内を目安に配置)

別表1-2

県本部指令部の編制及び事務分掌(関係分)

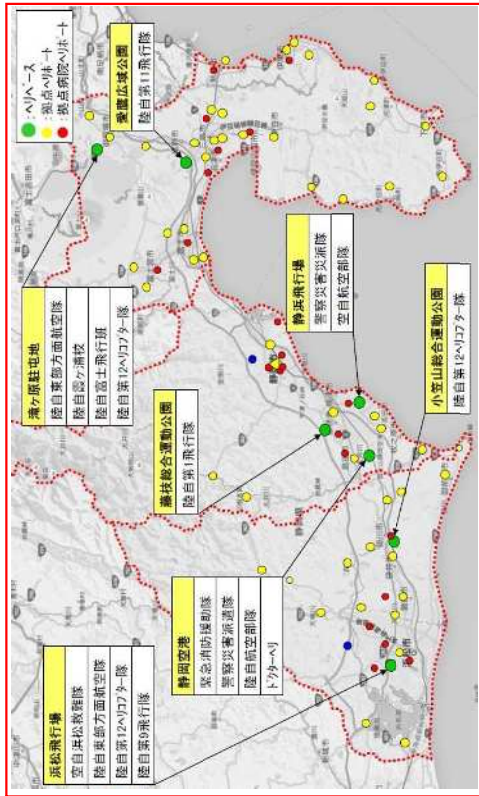


第1-1章 航空運用

1 要旨

県及び市町は、発災直後から航空機を有効に活用し、航空偵察、地震・津波等により孤立した要救助者や津波漂流者の捜索・救助、患者搬送等の災害応急対策（航空運用）を実施する。

【南海トラフ地震(東海地震及び東南海・南海地震同時発生時)における航空部隊の展開】



2 時間経過（各段階）に応じた航空機の運用及び市町の対応

(1) 第1段階：発災直後

ア 市町本部は、拠点ヘリポートの被害の有無及び開設の可否等を速やかに確認し、FUJISAN³又は状況によりその他の手段(電話、FAX、メール等)により報告するとともに、資料編1-5「南海トラフ地震における救援航空機等の安全確保要領(第2の2項：「ヘリポートの安全運航対策)」に基づき、所要の処置を実施して拠点ヘリポートを開設する。

イ 県消防防災航空隊及び県警察は、別図1-1-1「航空偵察ルート図(1)」及び資料編1-1「南海トラフ地震等における航空偵察実施要領」に基づき、ヘリコプター(ヘリコプターテレビ伝送システム装備機を基準)を使用して航空偵察を実施する。また、県消防防災航空隊は、並行して静岡空港において応援部隊ヘリコプターの受入準備を実施する。

¹ 航空運用：本章は、第1章(総則)における防災拠点、第3章(救助・消火活動等)、第4章(医療活動等)、第5章(物資調達)における航空運用に係る事項を整理し、特に発災初期に迅速に航空運用ができるようにしたもの

² FUJISAN：静岡県危機管理部が運用するインターネット上の防災情報共有システム

ウ 県本部(指令部情報収集スタッフ/情報グループ)は、県消防防災ヘリコプター及び県警ヘリコプター(以下「県有ヘリコプター」という。)並びに静岡市・浜松市消防ヘリコプター及び広域応援部隊等から航空偵察結果等を入力し全県の被災状況を把握する。

エ 偵察終了後における県消防防災航空隊及び県警察の救助活動に係る担任区域の基準は、別図1-1-2「第1段階：発災直後の担任区域(基準)」のとおりとし、細部については、偵察結果等を基に調整するものとする。

オ 県本部(指令部空港現地運用班/対策グループ)は、静岡空港に來援する警察、消防、自衛隊、海上保安庁の航空機及びドクターヘリの受け入れについて空港の関係機関等と所要の調整を実施する。

(2) 第2段階：航空部隊による独自対応(発災～約24ないし48時間)

ア 県本部(指令部航空調整スタッフ/対策グループ)は、通信途絶等により支援要請が確に実施できない状況下で、救助等を迅速かつ効率的に実施するため、各ヘリベースに展開してくる関係機関の航空部隊に対し、別図1-1-3「第2段階：航空部隊による独自対応(基準)」を基準として担任区域を割り当てて、担任区域内における偵察及び救助等は、割り当てを受けた部隊が独自に実施するものとし、活動状況については、各機関の連絡幹部(LO³)等を通じて県本部等で情報を共有する。

なお、当初から市町本部の航空支援要請に対応可能でかつ効率的に救助活動等を実施できる場合は、直接第3段階に移行するものとする。

イ 航空機による救助者の搬送先は、開設された最寄りの拠点ヘリポート又は災害拠点病院ヘリポート等を基準するほか、状況により現場航空部隊の判断によるものとする。

ウ 市町本部は、原則として拠点ヘリポートに搬送された要救助者を受け入れるとともに、避難所等への収容、救護所への搬送等を実施する。

エ 災害拠点病院及び同病院の所在する市町本部は、発災後12時間以内を基準に災害拠点病院用ヘリポートを開設し、開設後FUJISAN等で速やかに報告する。

オ ドクターヘリ本部は、ドクターヘリにより所要の地域医療搬送を行う。

(3) 第3段階：市町の支援要請対応(第2段階終了～救助活動等頻度減少)

ア 市町本部からの航空支援要請は全段階を通じてFUJISAN又は状況により資料編1-6 様式1-6-1「航空支援要請(市町分)」を用いて要請するものとする。

³ LO：Liaison Officerの略、県本部、県方面本部、市町本部等に派遣される応援部隊等の連絡幹部をいう。

イ 県本部（航空調整スタッフ）は、県内を別図1-1-4「第3段階：市町の支援要請対応（基準）」に示す3地区（東部／賀茂、中部及び西部）に区分し、区域内における航空支援要請を、当該区域内のヘリベースに展開している部隊を基準として割り当てる。

なお、第2段階から第3段階への移行については、各地区の被害、救援航空機の活動状況並びに県及び市町本部の航空支援要請への対応状況等を総合的に勘案し、県本部が各地区単位で判断するものとする。

(4) 第4段階：第3段階終了～活動収束

県本部（航空調整スタッフ）は、発災から72時間以降で救助活動等の頻度が減少した場合は、適切な時期をもって、第4段階へ移行し、前項の3地区を基準として陸上自衛隊の航空機を主体に航空支援要請に対応するとともに必要に応じてその他の機関の航空機により活動を補完するものとする。

なお、南海トラフ地震（東海地震及び東南海・南海地震同時発生時）における陸上自衛隊航空部隊の展開基準は、別図1-1-5「第4段階：第3段階終了～活動収束（基準）」のとおり

3 ヘリベース及びヘリポートの開設

県内に開設するヘリベース及び拠点ヘリポートの地図上の位置は別図1-1-6「ヘリベース・拠点ヘリポート等」、災害拠点病院用ヘリポートの位置は別図1-1-7「災害拠点病院ヘリポート」とおり

(1) ヘリベース

ア ヘリベース開設予定地は、下表のとおり

【ヘリベース開設予定地】

| 拠点名 | 配置される 応援部隊等 | 配置される 部隊の主な 活動地域 | 施設管理者 (施設設置者) | 航空 搬送 拠点 | 航空機用 救助活動 拠点 | 航空 輸送 拠点 |
|--------------|--|------------------------|------------------|----------------|--------------------|----------------|
| 静岡 空港 | 緊急消防援助隊 ドクターヘリ (陸自航空部隊) (警察災害派遣隊) | 全県 | 県 | ○ | ○ | ○ |
| 愛鷹広 域公園 | 陸自第11飛行隊 | 東部・賀茂 方面本部管内 | 指定管理者 (県) | ○ | ○ | ○ |
| 藤枝総合 運動公園 | 陸自第1飛行隊 | 中部方面本部 管内 | 指定管理者 (藤枝市) | | | |
| 小笠山 運動公園 | 陸自第12ヘリコプター隊 | 西部方面本部 管内 | 指定管理者 (県) | | ○ | |

| 陸上自衛隊 竜ヶ原飛行場 | 陸自東部方面航空隊 陸自霞ヶ浦校 陸自富士飛行班 陸自第12ヘリコプター隊 | 全県 | 防衛省 | | |
|-------------------|--|--------------|-----|---|---|
| 航空自衛隊 浜松 基地 | 空自 陸自東部方面航空隊 陸自第12ヘリコプター隊 陸自第9飛行隊 | 西部方面本部 管内 | 防衛省 | ○ | ○ |
| 航空自衛隊 静浜 基地 | 空自 警察災害派遣隊 | 全県 | 防衛省 | | |

注：応援部隊は、東海地震及び東南海・南海地震同時発生時の場合

イ 航空機用救助活動拠点に指定されているヘリベースの施設管理者は、発災後速やかに開設準備（ヘリコプターが着陸できる区域又はスペースの確保、施設の開錠等）を行う。また、施設管理者、方面本部は、静岡空港以外のヘリベースについて開設準備状況をFUJISAN等により県本部に報告する。

ウ 静岡空港については、応援部隊のヘリコプターを受け入れるため、臨時ヘリスポットを平行誘導路上に28機分確保する。静岡空港の臨時ヘリスポット等の細部については、別図1-1-8「静岡空港の臨時ヘリスポット等」とおり

エ 県本部（航空調整スタッフ）は、愛鷹広域公園、静岡市田町緑地スポーツ広場又はその他の必要な場所に、航空管制用レーダの設置を陸上自衛隊に要請する。

(2) 国・関係都道府県等の受け入れヘリポート

施設管理者は、発災後速やかに、政府現地对策本部等がヘリコプターにより県庁舎等へ進出するため、静岡市駿府城公園ヘリポートを開設する。

(3) 拠点ヘリポート

拠点ヘリポートの細部諸元は、資料編1-2「発災後、速やかに各市町が開設する拠点ヘリポート」のとおり

(4) 災害拠点病院用ヘリポート

災害拠点病院用ヘリポートの細部諸元は、資料編1-3「発災後、概ね12時間以内に開設する災害拠点病院用ヘリポート」のとおり

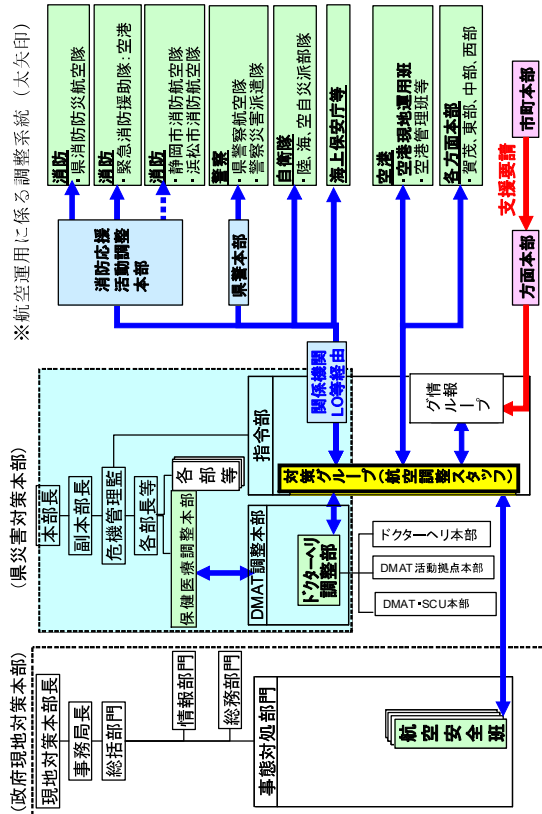
(5) その他

市町本部は、救助・消火活動、患者県内搬送、航空輸送等のため必要がある場合は上記(1)～(4)以外のヘリポートを適宜開設し、県本部（航空調整スタッフ）及び方面本部に報告する。

4 県本部における航空調整

(1) 航空調整に関する組織

【航空調整に関する組織図】



(2) 航空運用調整会議

航空運用調整会議は、県本部指令部対策グループ長が主催し、航空調整スタッフ、ドクターヘリの運航に係る職員、消防応援活動調整本部における航空機の運航に係る職員及び広域応援部隊等（警察、自衛隊、海上保安庁）の航空機運用に係る職員及び県本部指令部対策グループ長が指名する職員が参加する。

航空運用調整会議は、発災からの経過時間（各段階）毎に開催し、広域応援部隊等の展開先、運航（救助、患者搬送、消火、輸送等）の優先順位、任務分担及び担任区域の割り当て等について調整する。

(3) 県本部（航空調整スタッフ）

救援航空機等に係る航空調整は、航空運用調整会議の結果を踏まえ、航空調整スタッフが主体となり実施する。

航空調整スタッフは、関係機関（警察、消防、陸・海・空自衛隊、海上保安庁及びドクターヘリ調整部）の連絡幹部（LO）を統制し、次の事項について所要の調整を実施する。

- ア 応援部隊の展開及び再配備
- イ 部隊の担任区域の設定
- ウ 市町の支援要請に対する部隊及び航空機の割当
- エ 活動拠点、活動内容及び燃料補給
- オ 救援航空機等の安全確保要領
- カ その他必要事項

(4) ドクターヘリ調整部

ドクターヘリ調整部は、航空運用調整会議での調整結果に基づき、ドクターヘリの運航に関する調整を取り扱う。

5 サイレントタイム⁴

航空調整スタッフは、ヘリコプター等の飛行により災害応急対策活動に支障を及ぼす恐れがあると判断した場合、指令部部隊調整スタッフ/対策グループと調整し、関係機関と空域、高度等に関して調整の上、政府現地对策本部（航空安全班）等を通じ、航空部隊等にヘリコプター等の当該空域の飛行を制限するための要請を行う。

6 広域物資輸送拠点の代替拠点としての静岡空港の活用

県本部（経済産業部物資班）は、静岡空港において、民間物流事業者の協力を得て、航空貨物の積み下ろし、荷捌き、一時保管、車両による県広域物資輸送拠点への搬出等を実施する。

この際、県本部（部隊調整スタッフ）は、必要に応じて自衛隊の支援（自衛隊航空機からの荷卸し等）を要請する。

7 救援航空機等の安全確保

県は、関係機関等と協力し、平素から救援航空機等の安全確保のための各種要領の周知や各種ヘリポートの維持保全等に努める。

発災後は、資料編 1-5 「南海トラフ地震における救援航空機等の安全確保要領」を基準として、航空調整スタッフを中心に、政府現地对策本部等及び関係機関と連携して救援航空機等の運航に必要な情報を共有するとともに、被災地周辺における飛行の安全を確保するため、飛行の注意喚起等に係る要請を関係機関等に行う。

8 静岡県内を飛行する広域応援部隊等の航空機の常用経路

別図 1-1-9 「静岡エリアVFR（有視界飛行方式）常用飛行経路」とおり

⁴ サイレントタイム：倒壊家屋等における行方不明者捜索の際に、要救助者が発する音を、救助部隊が確認するため、活動現場周辺の環境を静寂に保つ時間。このため、県本部は救助活動用の重機や上空を飛行するヘリコプター等の運航を制限するよう関係機関に要請する。

9 無人航空機の飛行

(1) 無人航空機の運航方針

ア 大規模災害時に、捜索・救助活動のため、県警及び県、市町等の防災関係機関(以下「運航管理者」という。)が、航空法の適用除外を受けて、無人航空機を自ら運用又は運航委託する場合は、原則として高度150m未満を飛行させる。

イ 無人航空機と有人航空機の競合する空域では、救出活動等を実施する有人航空機の飛行を優先させる。

(2) 無人航空機の運航手順

ア 国土交通大臣が定める以下の空域で無人航空機を飛行させようとする場合、その運航管理者は、当該空域を管轄する組織(空港の管理者及び国土交通省東京航空局等)と飛行計画(飛行範囲、高度、運航の安全確保等)について調整する。

【無人航空機の飛行に係る国土交通大臣が定める空域及び調整先】

| | 国土交通大臣が定める空域 | 管理者 | 所在地 |
|---|-----------------|-----------|------|
| 1 | 静岡空港の周辺 | 静岡空港管理事務所 | 牧之原市 |
| 2 | 静岡へりポートの周辺 | 静岡市都市局 | 静岡市 |
| 3 | S・B・S沼津へりポートの周辺 | 静岡新聞 東部総局 | 沼津市 |
| 4 | S・B・S静岡へりポートの周辺 | 静岡新聞 総務局 | 静岡市 |
| 5 | 航空自衛隊静岡飛行場の周辺 | 静浜基地 | 焼津市 |
| 6 | 航空自衛隊浜松飛行場の周辺 | 浜松基地 | 浜松市 |
| 7 | 浜松市消防へりポートの周辺 | 浜松市消防局 | 浜松市 |
| 8 | 浜岡原子力発電所の周辺空域 | 中部電力 | 御前崎市 |

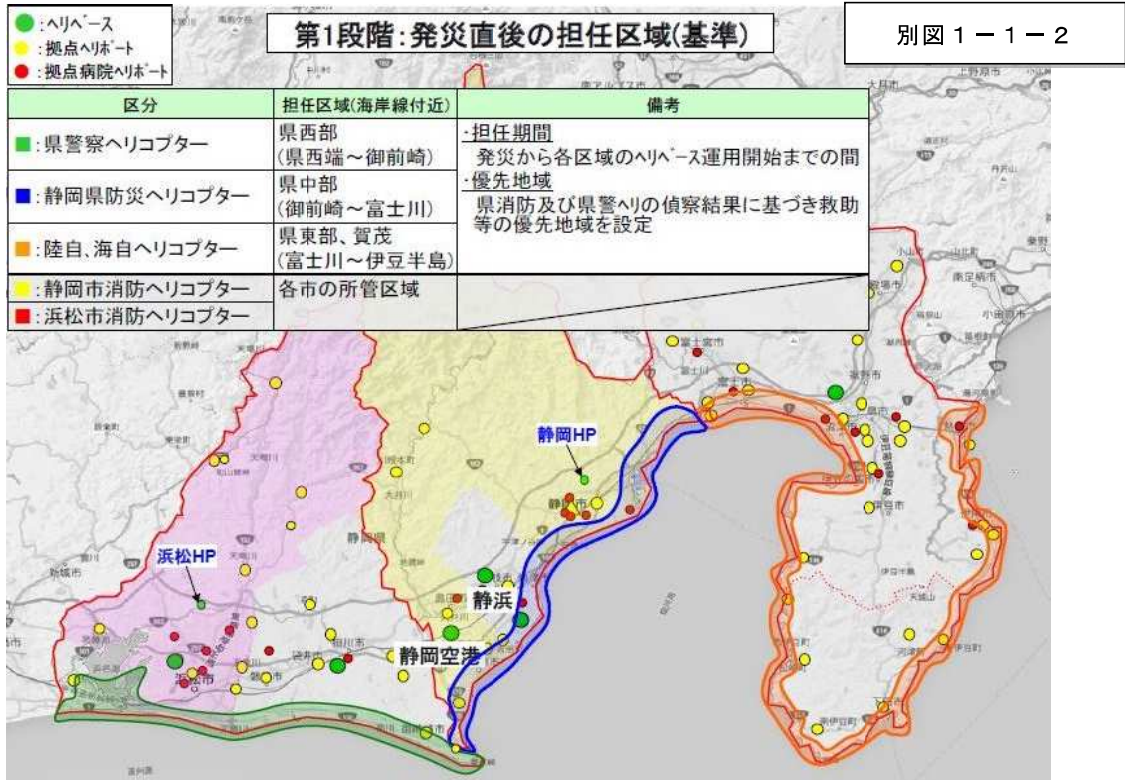
イ 運航管理者は県内で無人航空機を飛行させる場合、飛行計画を、FUJITSAN システム(航空機等運用状況への入力)又は状況により電話、FAX等を通じて県本部(航空調整スタッフ)に報告する。

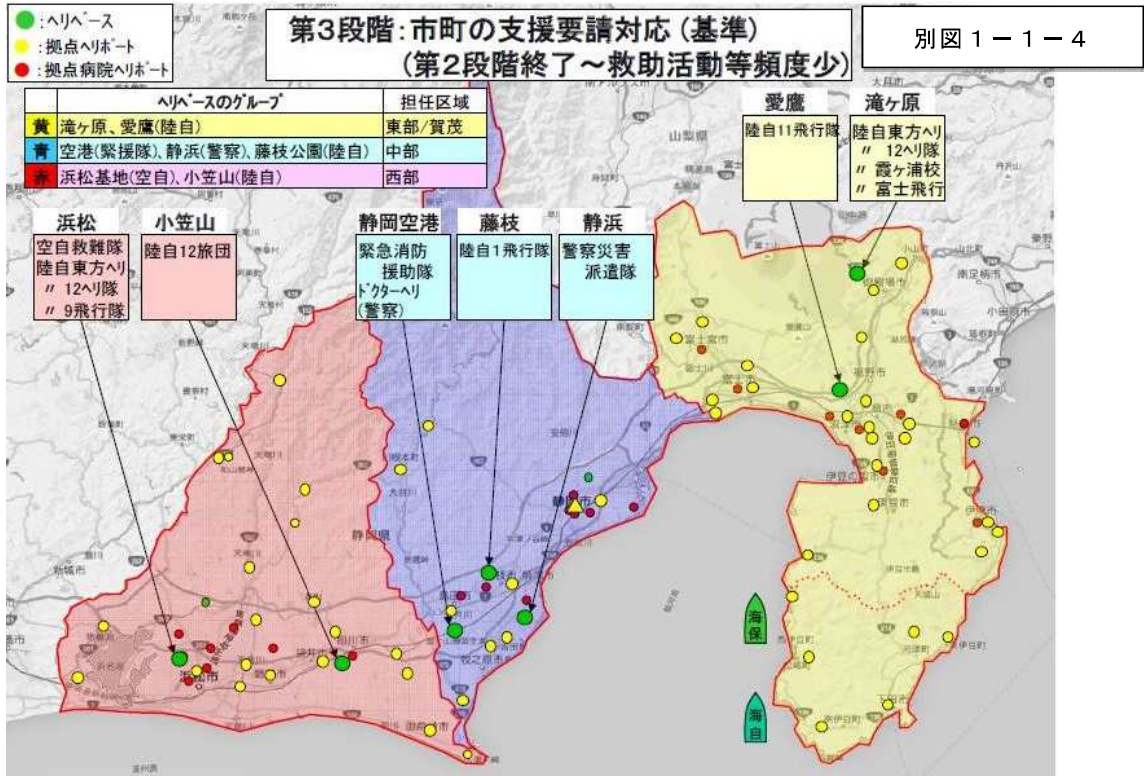
(3) 飛行の開始から終了までの間、以下の条件を確保する。また、資料編1-4 「無人航空機運航にあたってのガイドライン」を遵守する。

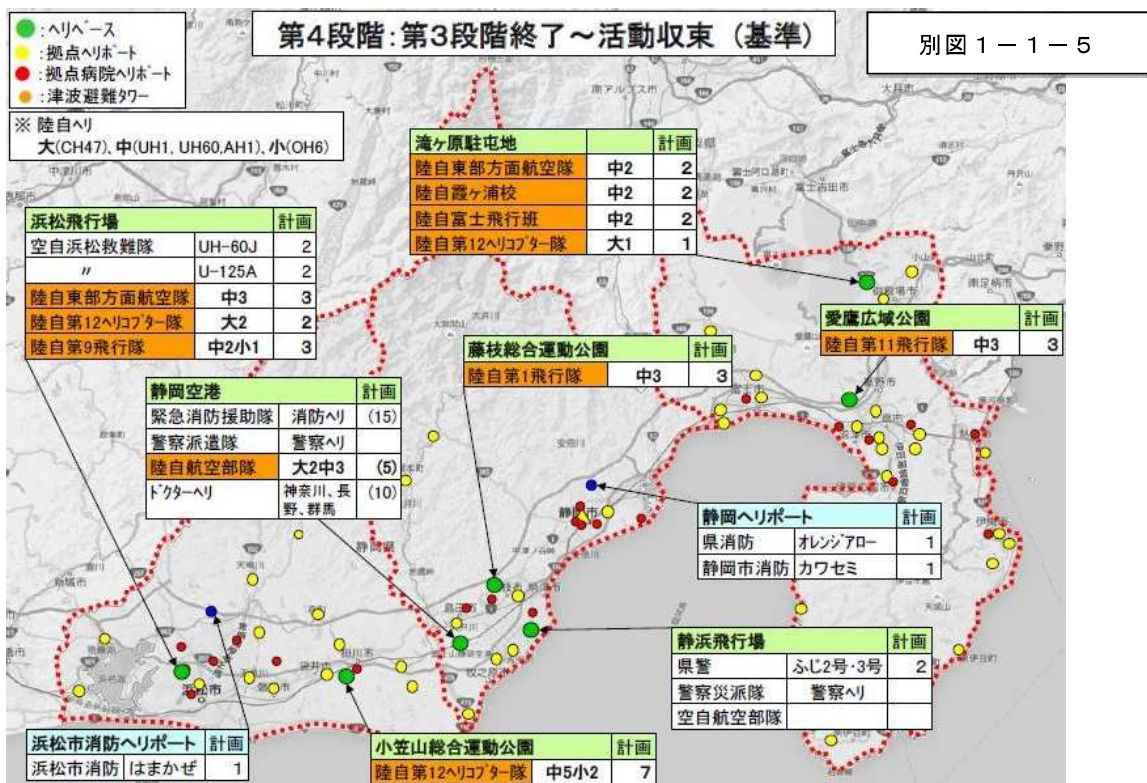
- 条件1：操縦士による目視範囲内の飛行及びプログラムによる飛行
 - ・目視範囲内の飛行については、操縦士から半径600m以内を基準として無人航空機を運航するものとし、有人航空機が接近した場合には、無人航空機の飛行を中止させ又は十分な距離を保ち飛行させる。
 - ・プログラムによる飛行については、該当空域周辺で救援活動等を実施する関係機関の航空部隊等に対し、当該無人航空機に係る飛行情報について伝達が完了したことを確認した後に、飛行を実施する。

条件2：地上又は水上の人、物件の安全を確保した飛行
機体の整備不良、無線電波の一時中断、プロペラ駆動用電池の消耗等で無人航空機が落下し、地上等の人・物件に被害を与えないよう着意するものとする。









第2章 緊急輸送ルートの確保

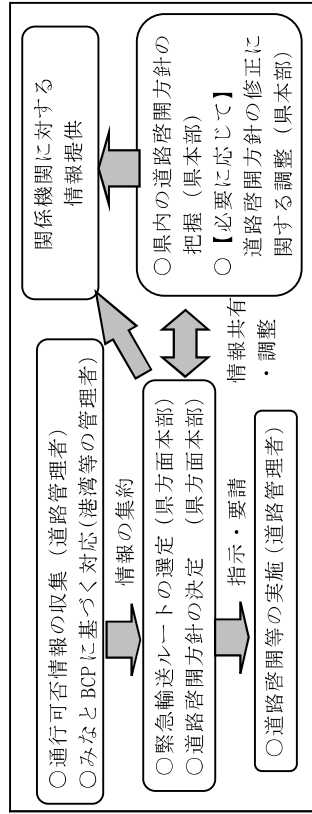
1 要旨

県は、被災地へのアクセスや人員・重傷患者・物資・燃料等の輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、緊急輸送ルート¹を事前に定めておく。

発災後、災害応急対策を円滑に遂行するために、防災関係機関等と連携し、道路の通行可否情報の共有、迂回路の設定、道路啓開・応急復旧、交通規制等、緊急輸送ルート確保のための活動(以下「緊急輸送ルート確保活動」という)を県方面本部が主導して実施する。

なお、被災地及び拠点・施設等への進出経路については陸路を原則とするが、必要に応じて、空路又は海路を使用することとする。

【緊急輸送ルート確保の流れ(参考)】



2 緊急輸送ルートの概要と確保目標

緊急輸送ルートは、「中部版くしの齒作戦²(道路啓開オペレーション計画)」に基づく「くしの齒ルート」と、東名高速道路及び新東名高速道路のインターチェンジ(ただし、スマートインターチェンジを除き、以下「東名・新東名IC」という。)等を起点として、災害応急対策上必要な拠点・施設等を接続するルート(以下「拠点・施設等への進出ルート」という。)とする。その設定の考え方及び確保目標³を、表2-1「緊急輸送ルート(くしの齒ルート)及び表2-2「緊急輸送ルート(拠点・施設等への進出ルート)」のとおり定める。

¹ 緊急輸送ルートと類似する「緊急輸送路」「緊急交通路」の定義について、資料編2-1「緊急輸送ルートと類似する用語の定義」において整理
² 中部版くしの齒作戦：中部地方幹線道路協議会 道路管理防災・震災対策検討分科会が策定する。
³ 確保目標は、ルート確保の優先順位における指標の1つであり、実際のオペレーションにおいては、拠点・施設等の被災状況等を踏まえ、方面本部において調整されるものである。



る。
なお、具体的なルートについては資料編 2-2 「緊急輸送ルート」のとおり定める。

表 2-1 【緊急輸送ルート（くしの歯ルート）】

| くしの歯ルート | 道路啓開ルート | 確保目標 |
|---------------|-------------------------|----------|
| STEP 1（くしの歯） | 高速道路等の広域支援ルート | 概ね 1 日 |
| STEP 2（くしの歯） | STEP 1 から沿岸部（被災地）に至るルート | 概ね 1～2 日 |
| STEP 3（沿岸被災地） | 被害の甚大な沿岸部ルート | 概ね 3 日 |
| 上記以外 | 全ての被災地への緊急物資輸送ルート | 概ね 7 日 |

表 2-2 【緊急輸送ルート（拠点・施設等への進出ルート）】

| 用途 | 目的地（拠点等） | 起点 | 確保目標 |
|----------|---------------------------------------|-----------|----------|
| 災害応急対策全般 | 県方面本部 | 東名・新東名 IC | 概ね 1～2 日 |
| | 市町本部 | 東名・新東名 IC | 概ね 1～2 日 |
| 航空運用 | ヘリベース | 東名・新東名 IC | 概ね 3 日 |
| | 救助活動拠点（警察・消防） （県方面本部に対し啓開を要請したルート） | 東名・新東名 IC | 概ね 1～2 日 |
| 救火・消火活動等 | 救助活動拠点（自衛隊） | 東名・新東名 IC | 概ね 1～2 日 |
| | 災害拠点病院 | 東名・新東名 IC | 概ね 1～2 日 |
| | 航空搬送拠点 | 東名・新東名 IC | 概ね 1 日 |
| | 航空搬送拠点 （東名・新東名を経由しないことが効率的な場合のみ） | 災害拠点病院 | 概ね 1～2 日 |
| 医療活動 | 広域物資輸送拠点 | 東名・新東名 IC | 概ね 3 日 |
| | 地域内輸送拠点 | 広域物資輸送拠点 | 概ね 3 日 |
| 物資調達 | 油槽所を有する港湾 | 東名・新東名 IC | 概ね 3 日 |
| | 防災拠点港湾 | 東名・新東名 IC | 概ね 3 日 |
| 港湾 | 防災港湾 | 東名・新東名 IC | 概ね 7 日 |

3 緊急輸送ルート確保活動の概要（道路を使用する場合）

- (1) 発災前に定めておく事項
県（各地域局）は、各地域別に設置されている道路啓開検討会等において、防災関係機関等と連携して道路啓開検討オペレーション計画（案）を策定し、予め優先すべき緊急輸送ルート及び発災時の情報共有や緊急通行車両等の通行の確保のための具体的な手順を定めておく。

(2) 航空偵察等による被害の把握

ア 県本部（指令部情報収集スタッフ/情報グループ）及び方面本部（指令班）は、航空偵察により収集した情報から緊急輸送ルートの被害状況の把握や津波浸水域における道路被害の状況を把握する。

イ 県本部（交通基盤部河川砂防班）は、地理空間情報の活用促進のため協力に関する協定書に基づき、国土地理院に被災地域の撮影計画の有無を確認し、空中写真撮影を行ったときは、撮影した空中写真を迅速に提供するよう要請する。

(3) 道路管理者による通行可否情報の収集

道路管理者（国・県・市町等）は、事前に定めた計画等に基づいて、緊急輸送ルートの道路パトロールを実施し、その通行可否情報を収集し、資料編 2-6 様式 301-1 「道路被害・復旧（見込）状況」により方面本部（指令班）に報告、又は静岡県道路通行規制情報提供システムへ入力する。なお、通行不能区間については迂回路を検討し、同様に報告する。

(4) 通行可否情報等の集約・共有

県本部（指令部交通輸送スタッフ/対策グループ）は、方面本部（指令班）、県本部（交通基盤部道路班、情報収集スタッフ）、中日本高速道路株式会社連絡幹部（LO）、中部地方整備局連絡幹部（LO）等から報告のあった通行可否情報等を地図や FUJISAN 上の GIS 等に集約し、さらに、静岡県道路通行規制情報提供システムや警察庁のプロローブ情報処理システムや国土交通省の災害通行実績データベースによる緊急輸送ルートの通行可否情報、被災による通行不能区間に対する迂回路等の情報の収集に努め、通行可能な緊急輸送ルートを明確化し、県本部内及び防災関係機関等と共有する。

なお、通行可否情報の収集・集約・共有ルートの詳細は、別図 2-1 「通行可否情報の収集・集約・共有ルール」に示す。

(5) 災害時における車両の移動等に関する要請

方面本部（指令班）は、必要に応じて、各道路管理者に対し、それぞれの管理する道路について災害対策基本法第 76 条の 6 に基づく区間の指定⁴を包括的に行うよう、要請する。

(6) 道路啓開方針の決定等

ア 方面本部は、管内の道路被害状況を踏まえ、各道路管理者（国・県・市町等）と調整の上、優先的に道路啓開を実施する区間等を決定し、道路管理者へ道路啓開等の要請又は指示を行う。

⁴ 災害対策基本法第 76 条の 6 に基づく区間の指定：指定により、道路管理者は、当該区間における車両等の占有者等に対し、車両等を付近の道路外に移動することその他緊急通行車両の通行を確保するために必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置を取ることができる。

イ 県本部（交通輸送スタッフ）は、県全体の被害状況等を勘案し、全県における統一的な災害応急対策を実施する観点から、方面本部が決定した道路啓開方針について必要に応じて修正を指示する。
なお、政府現地対策本部等から道路啓開方針について修正等の指示があった場合も、同様とする。

ウ 道路管理者（国・県・市町等）は、方面本部（指令班）の道路啓開等の要請又は指示に基づき、必要な啓開を速やかに行う。

(7) 関係機関への支援要請

ア 各方面本部は、緊急輸送ルート確保活動にあたり、必要に応じて、自衛隊・警察等に支援要請を行う。

イ 各方面本部は、緊急輸送ルート確保活動にあたり、必要に応じて、県本部（交通輸送スタッフ）を通じて国土交通省 **TEC-FORCE**⁵ に支援要請を行う。

ウ 国土交通省は、迅速な救急救命活動や救急支援助物資などを支えるため、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補充路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。

(8) 緊急交通路の指定及び交通規制の実施

ア 県公安委員会は、必要に応じて、災害対策基本法第76条に基づき緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限を行う道路（以下「緊急交通路」という）を指定する。指定にあたり、必要に応じて、警察庁及び関係機関と調整を行う。

イ 県公安委員会は、緊急交通路の確保のため、必要と認める場合は、法第76条の4第1項に基づき、道路管理者等に対し直接又は県本部（交通輸送スタッフ）を介して、法第76条の4第1項に基づき、道路管理者等に対し、法第76条の6の規定に基づく車両の移動等の措置をとるべきことを要請する。

ウ 道路管理者は、必要に応じて、自らの管理する道路について、法第76条の6の規定に基づき、区間の指定を行い、車両の移動など緊急通行車両等の通行を確保するために必要な措置を行う。また、道路啓開の実施と併せ、啓開の支障とならないよう立ち往生車両を誘導し、滞留車両を円滑に移動させ、緊急通行車両等の通行を確保する。

なお、道路管理者は、早期の道路啓開のため、カメラ等の活用のほか民間が保有する情報による迅速な情報収集力の向上に努めるとともに、啓開用資機材を融通できるよう、民間も含めた資機材保有者間の情報共有及び資機材共有の仕組みを事前に構築しておく。

⁵ 国土交通省 **TEC-FORCE**：概要及びその所有資機材について、資料編2-3「国土交通省 **TEC-FORCE**（緊急災害派遣部隊）の災害対策用資機材及び支援活動等（例）」を参照

エ 県警災害警備本部は、主要な県境道路において、県内への一般車両の流入を制限するほか、その他の道路についても状況に応じて、交通規制を実施する。

(9) 広報の実施

県本部（指令部広報班、道路班）及び県警察災害警備本部は、報道機関、日本道路交通情報センター等の協力を得て、以下の事項について広報を実施する。

ア 緊急交通路として指定された区間については、一般車両の通行が禁止されていること。

イ 災害対策基本法第76条の6の規定に基づき指定された区間については、道路管理者による車両の移動等の措置が実施されること。

ウ 緊急通行車両の通行に支障を来す恐れがあるので、被災地外への避難、負傷者の搬送などやむを得ない場合を除いて、自家用車の運転は控えること。

4 緊急輸送ルートの確保活動の概要（港湾を利用する場合）

(1) 防災拠点港湾等の位置づけ

発災後、物資等の緊急輸送に使用する防災拠点港湾及び防災港湾（以下「港湾等」という）の名称及び機能等については、資料編2-4「海上輸送拠点・防災拠点港湾・自衛隊活動拠点港湾等」とおりである。

(2) 航空偵察等による被害の把握

県本部（情報収集スタッフ、交通輸送スタッフ、港湾班）及び方面本部（指令班、土木班）は、航空偵察等により収集した情報から港湾等の被害状況を把握する。

(3) 港湾等の管理者による被害情報等の収集

港湾等の管理者は、各港湾等の静岡県みなと機能継続計画（みなとBCP）⁶等の定めるところにより、港湾等の被害・復旧見込状況を集集し、資料編2-6 様式302-1「港湾、漁港被害・復旧（見込）状況」により方面本部（指令班）及び県本部（港湾班）に報告する。
港湾班は交通輸送スタッフと情報を共有する。

(4) みなとBCPに基づく対応

港湾等の管理者は、発災後速やかに、みなとBCP等に基づき、緊急輸送のための施設の復旧その他の港湾機能の回復に向けた行動を実施する。

⁶ 静岡県みなと機能継続計画（みなとBCP）：静岡県第4次地震被害想定で公表された大規模地震・津波に対して、港湾・漁港における人的被害を無くし、港の機能を早期に復旧させるため、事前対策や被災後の対応を整理した計画

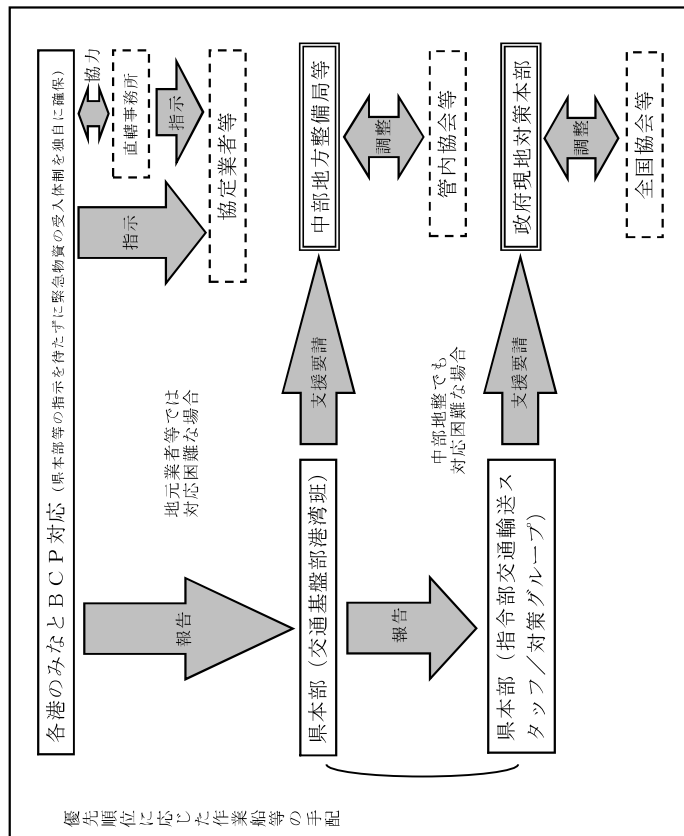
(5) 作業船等の確保が困難な場合、港湾等の管理者は、県本部（港湾班）を通じて、国土交通省中部地方整備局等に支援要請する。

(5) 優先的に復旧する港湾等の選定

ア 県本部（交通輸送スタッフ、港湾班）は、港湾等の被害状況及び復旧見込み、緊急輸送ルート（陸路）の確保状況等を踏まえ、優先的に復旧を行う港湾等を選定し、方面本部（指令班）及び港湾等の管理者に通知する。

イ 県本部（交通輸送スタッフ）は、選定した港湾の航路啓開等に関して、必要に応じて、政府現地対策本部を通じて防衛省・国土交通省に対して支援要請する。

【港湾機能の回復に向けた各機関の対応（参考）】



(6) 港湾等への緊急輸送ルートの確保
方面本部（指令班）は、(5)で選定した港湾等について、当該港湾等への緊急輸送ルート（陸上）の確保を優先的に実施するよう、各道路管理者に要請又は指示する。

(7) 油槽所のある港湾への緊急輸送ルート及び港湾機能の優先的な確保

ア 県本部（指令部ライフライン等調整スタッフ／支援調整グループ）は、県本部（情報収集スタッフ、交通輸送スタッフ）から油槽所を有する港湾等の被害情報や復旧見込み等を収集する。

イ 県本部（交通輸送スタッフ）は、使用可能又は早期の復旧が見込まれる港湾等について、石油精製業者の策定した「系列BCP」との整合を取りつつ、方面本部（指令班）を通じて、道路管理者に対して当該港湾等への緊急輸送ルートの確保を、港湾等の管理者に対して当該港湾等の機能回復を最優先で実施するよう要請又は指示する。

ウ 県本部（交通輸送スタッフ）は、必要に応じて、当該港湾の航路啓開等の支援について、政府現地対策本部等に要請する。

(8) 海路と陸路の結節に対する配慮

港湾等を利用して物資や燃料等の輸送を行う場合、港湾等の管理者は、物資の受入等のために必要な情報（使用する船舶の種類、必要な荷役施設、入港の時間等）を入手し、港湾等における荷揚げ及び一時保管作業等について調整を行う。

なお、海上輸送を含む広域物資輸送拠点までの輸送手段の調達に係る調整は国土交通省が行う。

(9) 海上輸送の代替手段の確保

県本部（交通輸送スタッフ）は、港湾等の復旧前に海上輸送の必要が生じた場合は、資料編2-5「海上自衛隊艦艇入港可能岸壁・海岸（砂浜）一覧」に記載の海岸等を利用する輸送の実施を、政府現地対策本部を通じて防衛省・国土交通省に対して要請する。

5 緊急輸送ルートの確保活動の概要（空路を利用する場合）

本編第1-1章「航空運用」を参照

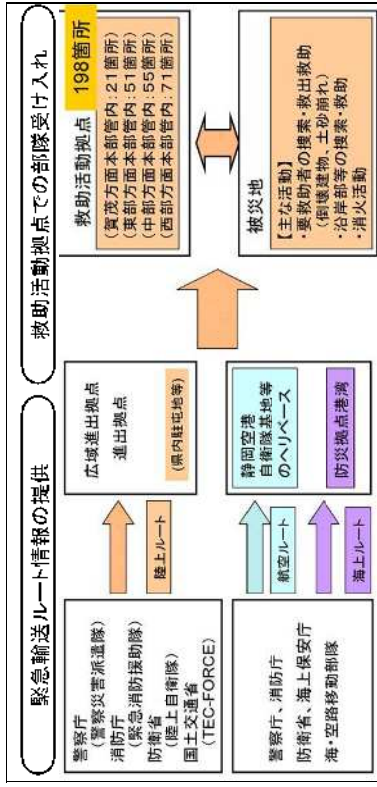
第3章 救助・消火活動等

1 要旨

県及び市町は、地震発生後直ちに災害対策本部を設置し、速やかに地域防災計画に定めた災害応急対策を実施する。

県及び市町は、広域応援部隊等に対し緊急輸送ルート情報の提供を行うとともに、救助活動拠点で部隊を円滑に受け入れる。

【救助・消火活動等に係る応援部隊の県内進出の流れ】



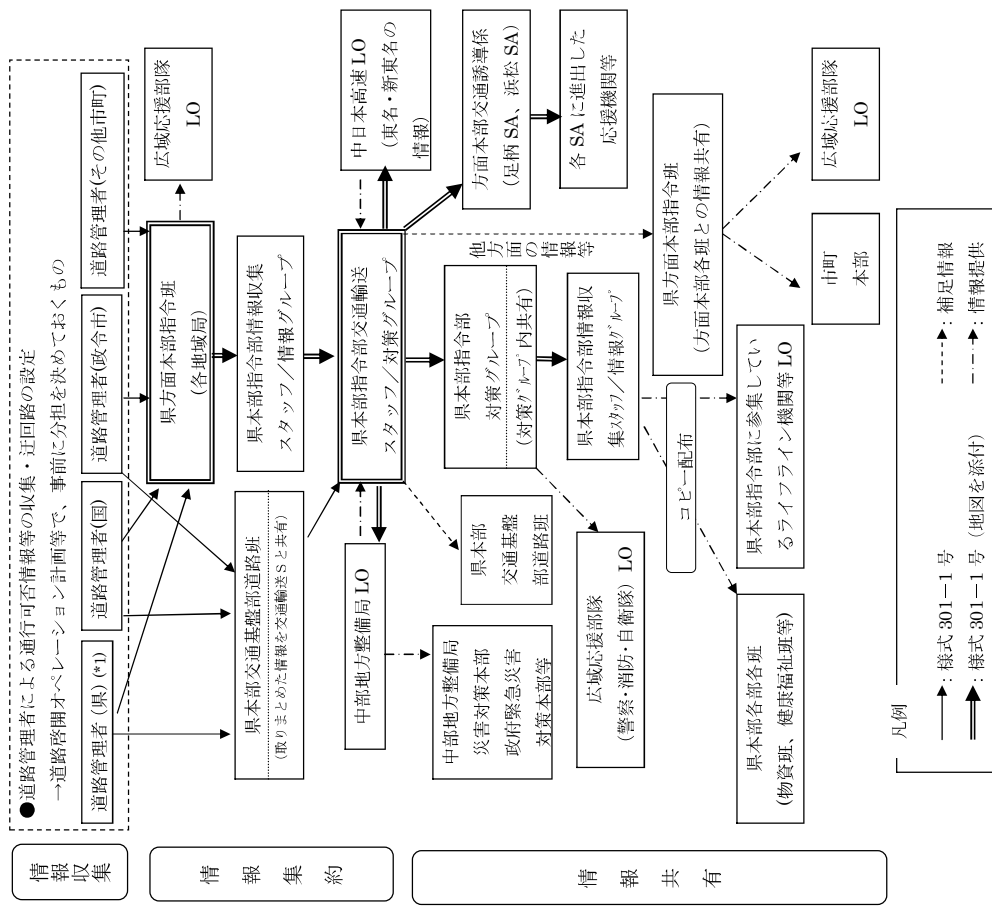
県本部、方面本部、市町本部に広域応援部隊等の進出及び活動を円滑に行うため防災関係機関との調整会議を開催し、活動調整及び情報共有を行う。

広域応援部隊等は必要に応じて災害現場に合同調整所を設置し、部隊間の情報共有、相互協力を行う。

【防災関係機関調整会議】



別図2-1-1 【通行可否情報の収集・集約・共有ルート】



*1 県方面本部 (土木班)
 *2 業務については、県本部指令部交通輸送スタッフ/対策グループのマニュアルを参照する。

2 発災直後の優先実施事項

- (1) 情報の収集及び共有
県及び市町は、広域応援部隊等が円滑に県内に進出するために必要な情報を防災関係機関との調整会議、FIJISAN、防災行政無線等を活用して収集し、国（政府現地対策本部等）及び広域応援部隊等と共有する。（資料編3-1「広域進出拠点等」参照）
なお、広域応援部隊等の活動拠点到着以前は、市町本部は県方面本部を經由して、方面本部は県本部を經由して、広域応援部隊等と情報共有する。
広域応援部隊等と情報共有する情報は以下のとおり。
 - ア 県本部（指令部情報グループ、対策グループ）
 - ・ 県内に進出する広域応援部隊等の情報（あらかじめ作成した派遣計画のうち、本災害へ適用する派遣計画、部隊名、人員、派遣先、装備資機材等）
 - ・ 緊急輸送ルートへの通行可否情報
 - ・ 航空偵察結果等に基づく、県内の被害情報
 - ・ ヘリベースの利用可否に関する情報
 - イ 方面本部（指令班）
 - ・ 管内の被害状況、市町からの応援要請
 - ・ 管内の緊急輸送ルートへの通行可否情報
 - ・ ヘリベース及び拠点ヘリポートの利用可否に関する情報（広域応援部隊の求めに応じ、以下の情報を提供する。）
 - ・ 救助活動拠点等までの緊急輸送ルート
 - ウ 市町本部
 - ・ 市町内の被害状況
 - ・ 市町内の緊急輸送ルートへの通行可否情報
 - ・ 広域応援部隊等に対する支援要請
 - ・ 救助活動拠点の選定結果
 - ・ ヘリベースの開設備備状況（該当市町のみ）
 - ・ 市町内の拠点ヘリポートの開設備備
 - ・ 救助活動拠点（自衛隊）の利用可否
- (2) 通信途絶市町への対応
方面本部（指令班）は、通信途絶市町があった場合、当該市町が激甚な被害を受けていることが想定されるため県本部（指令部情報総括スタッフ/情報グループ）に報告するとともに、当該市町本部に職員を派遣する。この際必要により広域応援部隊等の協力を受ける。
- (3) 広域応援部隊等の救助活動拠点への誘導
ア 警察災害派遣隊は県警察本部、緊急消防援助隊は各消防本部がそれぞれの救助活動拠点へ誘導する。
イ 自衛隊の誘導は自衛隊の先遣部隊等が行うことが基本であるが、要請があった際、救助活動拠点（自衛隊）の所在市町が、最寄りのインターチェンジ等、指定された地点から救助活動拠点まで部隊誘導を行う。

(4) 救助活動拠点の開設

- ア 候補地の事前選定
広域応援部隊の救助活動拠点（候補地）は、基本的に、資料編3-2「警察、消防、自衛隊の救助活動拠点候補地」から選定する。
- イ 地震発生後の利用可否の確認
救助活動拠点の地震発生後における利用可否の確認は、広域応援部隊の所管機関が行う。
ただし、救助活動拠点（自衛隊）の確認は市町が行い、自衛隊及び方面本部（指令班）に報告する。
- ウ 使用する救助活動拠点の選定
広域応援部隊は、宿泊施設や活動車両の駐車スペースを考慮して、利用可能な救助活動拠点を選定する。
- エ 広域応援部隊は、選定結果を所在市町本部に報告する。
救助活動拠点の開設備備
市町本部は、救助活動拠点の施設管理者に対して、開設備備（応援部隊が活動拠点を開設するための施設の開設、施設内における立ち入り制限等）を依頼する。
- オ 救助活動拠点の開設
救助活動拠点の開設は、広域応援部隊が行う。

3 発災後概ね72時間以内の実施事項

- (1) 活動調整
県本部、方面本部及び市町本部は、進出した広域応援部隊と防災関係機関調整会議等により、救助・消火活動に必要な情報共有・支援要請を行う。
この際、以下に留意して調整を行う。
 - ア 県本部
県本部（指令部調整スタッフ/対策グループ）は、政府現地対策本部等に対し、県内の被害情報と市町からの支援要請を踏まえ、広域応援部隊等の進出計画に必要な情報提供や支援要請を行う。
なお、県庁内に政府現地対策本部等が設置されるまでの間は、
 - ・ 警察庁（資料編3-3「警察の活動要領」参照）
 - ・ 総務省消防庁（資料編3-4「消防の活動要領」参照）
 - ・ 防衛省（資料編3-5「防衛省の応援活動」参照）
 - ・ 海上保安庁（資料編3-6「海上保安庁の応援活動」参照）
 - ・ 国土交通省（資料編3-7「国土交通省 TEC-FORCE による応援活動」参照）
 - イ 内閣府
等に対して、必要な報告や要請を行う。
- イ 方面本部
方面本部（指令班）は、管内市町の被害状況と市町からの支援要請及び管内に進出した広域応援部隊等の活動状況を踏まえ、部隊間の調整を行う。
この際、支援要請に対し、管内で活動する広域応援部隊等で対応できないときは、県本部に対し追加の支援要請を行う。

ウ 市町本部

市町本部は、人命救助活動に資する情報（要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報等）、消火活動に関する情報（火災発生場所、火災の規模等）を広域応援部隊等に提供し、広域応援部隊等と連携し救助活動、消火活動等を行う。

(2) サイレントタイム

県本部（指令部対策グループ）は、救助活動の円滑な実施のため必要があるとときは、政府現地対策本部等と調整の上、サイレントタイムの設定を行うとともに、地上で重機等を用いる関係機関等及び空域で航空機を用いる航空部隊等に要請を行う。

4 発災後概ね4日目以降の実施事項

県本部、方面本部及び市町本部は、救助活動の実施状況を踏まえ上で、広域応援部隊等に対し、輸送活動や生活支援等の活動に係る要請を行う。

5 艦船・船舶の運用等

(1) 重視する艦船・船舶の運用

ア 津波による漂流者の救助のための艦船・船舶の運用
漂流者の多数発生が予想される海域及び漂流者の状況が確認されていない海域（情報空白域）における海上捜索を優先する。
救助した漂流者のうちで、重症等により早期に医療機関へ搬送し治療する必要がある患者に対応するため、必要に応じて、DMAT¹をはじめとする医療チームの乗船要請等を行う。

イ 陸路での到達が困難な地域における艦船・船舶の運用

津波被害等により陸路での到達が困難な地域への海上からの人員、物資、資機材等の輸送を優先する。

ウ 消火活動のための艦船・船舶の運用

船舶火災及び沿岸で発生した火災で艦船・船舶からの消火活動が効果的なものについては、艦船・船舶からの消火活動を行う。

エ 航路啓開活動のための船舶の運用

海上輸送拠点へアクセスする航路の啓開に係る活動を優先する。

オ 沿岸部の航空搬送拠点・SCU¹の補充

沿岸部の航空搬送拠点・SCUなどの至近に政府艦船を着岸又は洋上に停泊させ、DMAT¹等と連携して当該拠点の補充として活用する。

(2) 艦船・船舶の運用調整

県本部（部隊調整スタッフ）は、上記に掲げる運用その他各種活動支援のため、艦船・船舶の運用等に関し政府現地対策本部等と調整する。

6 災害対策用機械の運用

(1) 重視する災害対策用機械の運用（TEC-FORCE 関連）

ア 情報収集のための災害対策用機械の運用

被害状況が確認されていない地域（情報空白域）に対する情報収集を行うため、災害対策用機械を運用する。

イ 緊急輸送ルートを確認するための災害対策用機械の運用

道路啓開、排水活動を行い、緊急輸送ルートを確保するために災害対策用機械を運用する。

ウ 排水活動のための災害対策用機械の運用

津波により深刻な浸水被害が発生した地域で排水活動を行うため、災害対策用機械を運用する。

エ 被災した市町支援のための災害対策用機械の運用

庁舎が被災した市町の通信機能を確保するため、災害対策用機械を運用する。

¹ SCU (Staging Care Unit) : 航空搬送拠点臨時医療施設。航空機での搬送に際して患者の症状の安定化を図り、搬送を実施するための救護所として、被災地及び被災地外の航空搬送拠点に、広域医療搬送や地域医療搬送に際して設置されるもの。

第4章 医療活動等

1 要旨

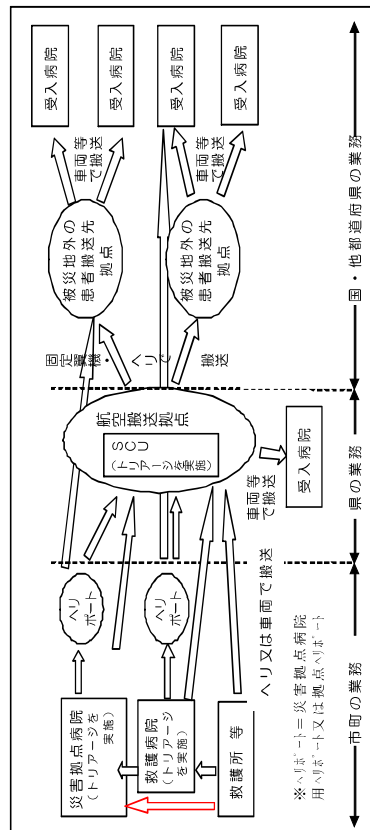
南海トラフ地震発生時においては、県内の医療救護能力を超える負傷者等が多数発生することや医療機関の被災による医療機能の低下により、県内の医療機関だけでは、重症患者等の受け入れ・治療に十分対応できない事態が想定される。

このため県は、より迅速かつ効率的な搬送が実施されるよう、国等と相互に連携して、できるだけ近隣の地域に患者を搬送するとともに、県内での対応が困難な重症患者等については、航空機等については、被災地外の医療機関へ広域医療搬送を実施する。

また、被災地外からのDMAT等の医療チーム受入れによる治療を実施する。保健医療活動の総合調整については、健康福祉部が保健医療調整本部¹として対応する。

さらに、避難所等において、高齢者や障害者、子ども等における生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次災害を防止するため、福祉ニーズに的確に対応できる支援体制を確保する。

【広域医療搬送される患者の流れ（参考）】



2 広域医療搬送活動

(1) 広域医療搬送活動の概要

県本部等は、南海トラフ地震発生時、以下の手順により、広域医療搬送活動を実施する。（資料編4-1「広域医療搬送活動の県内情報ルート」参照）

ア 災害拠点病院（資料編4-2「県内の災害拠点病院等の配置」及び資料編4-3「災害拠点病院」参照）又は救護病院（資料編4-4「救護病院」参照）は、別に定める広域医療搬送のためのトリアージの基準に該当する者（以下「広域医療搬送対象患者」という。）に対して、広域医療搬送のためのトリアージを実施する。

イ 災害拠点病院又は市町本部は、災害拠点病院又は救護病院等から災害拠点病院用ヘリポート又は拠点ヘリポートまで、救急車等により、広域医療搬送対象患者を搬送する。

ただし、状況によっては、災害拠点病院用ヘリポート又は拠点ヘリポートを迂回しないで、直接航空搬送拠点に搬送することができる。

ウ 県本部（保健医療調整本部、指令部航空調整スタッフ/対策グループ）は、災害拠点病院用ヘリポート又は拠点ヘリポートから航空搬送拠点まで、ドクターヘリ、緊急消防援助隊、自衛隊等のヘリコプター（以下「患者県内搬送用ヘリコプター」という。）により、広域医療搬送対象患者を搬送する。

ただし、状況によっては、航空搬送拠点に搬送しないで、被災地外の患者搬送先拠点又は受入先の災害拠点病院等の医療機関に搬送することができる。

エ 県本部（保健医療調整本部）及び方面本部（健康福祉班）は、SCUで、DMAT等と連携し、再トリアージ及び広域医療搬送対象患者の容態安定化措置²を実施する。

オ 国等は、航空機により、航空搬送拠点から被災地外の患者搬送先拠点まで、広域医療搬送対象患者を搬送する。

カ 被災地外都道府県は、救急車等により、被災地外の患者搬送先拠点から受入先の災害拠点病院等の医療機関まで、広域医療搬送対象患者を搬送する。

(2) 県、市町及び医療機関の活動概要

ア 南海トラフ地震発生時

(ア) 県

a 県本部（保健医療調整本部、指令部国・各部調整スタッフ/支援調整グループ）は、広域医療搬送実施のための行動の開始を、政府現

¹ 保健医療調整本部：都道府県災害対策本部の下に設置し、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報連携、保健地域活動に係る情報の整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を行う。

² 安定化処置：一時的に全身状態を維持させる処置（外傷初期診療ガイドライン（Japan Advanced Trauma Evaluation and care：JATEC）のPrimary survey に準じた蘇生処置）

- 地対策本部等及び指定航空会社に対して要請し、方面本部（健康福祉班）、市町本部及び災害拠点病院に対して指示する。
- b 県本部（保健医療調整本部、国・各部調整スタッフ）は、国及び被災地外都道府県に対し、DMAT等の派遣を要請する。
- c 県本部（保健医療調整本部、国・各部調整スタッフ）及び方面本部（健康福祉班航空搬送拠点係）は、DMAT等を航空搬送拠点に受け入れる。
- d 方面本部（健康福祉班航空搬送拠点係）は、広域医療搬送や地域医療搬送を実施するため、DMAT等と連携し、航空搬送拠点にSCUを開設する。（資料編4-5「SCU運営に必要な要員数」及び資料編4-6「SCUの設置場所等」参照）
- e 方面本部健康福祉班は、必要に応じて指令班及び防災関係機関等とともに調整を行い、広域医療搬送や地域医療搬送等について調整を行う。
- f 県本部（国・各部調整スタッフ）は、必要と認める場合、政府現地対策本部等に対して、広域医療搬送の継続を要請する。

(イ) 市町

市町本部は、救護病院に対し広域医療搬送のための行動開始を指示するとともに、救護所等から災害拠点病院用ヘリポート又は拠点ヘリポートまでの患者搬送用車両を確保する。

(ウ) 医療機関

- a 医療機関は、院内の被害状況を確認し、受入可能患者数等を把握するとともに、関係機関との通信手段を確保する。
- b 災害拠点病院は、市町と連携し、災害拠点病院用ヘリポートを確保する。
- c 災害拠点病院及び救護病院は、広域災害救急医療情報システム³（以下「EMIS」という。）のデータを更新する。
- d 災害拠点病院及び救護病院は、広域医療搬送対象患者のトリアージの準備を行う。

(3) 広域医療搬送活動の実施

ア 広域医療搬送活動実施の連絡

(ア) 県

県本部（国・各部調整スタッフ、保健医療調整本部）は、政府現地対策本部等から広域医療搬送活動実施の連絡を受け次第、その旨を方面本部（健康福祉班）、市町本部及び災害拠点病院に連絡する。

(イ) 市町

市町本部は、県本部（国・各部調整スタッフ、保健医療調整本部）から広域医療搬送活動実施の連絡を受け次第、その旨を、救護病院に連絡する。

イ 広域医療搬送活動の実施

(ア) 県

- a 県本部（保健医療調整本部）及び方面本部（健康福祉班）は、患者県内搬送用ヘリコプターの運航先を指定する。
- b 方面本部（健康福祉班航空搬送拠点係）は、DMATと連携し、SCUを運営する。

(イ) 市町

市町本部は、災害拠点病院用ヘリポート又は拠点ヘリポートを運営するとともに、同ヘリポートまで患者搬送用車両を運航する。

(ウ) 医療機関

- a 災害拠点病院は、市町と連携し、災害拠点病院用ヘリポートを運営する。
- b 災害拠点病院及び救護病院は、広域医療搬送対象患者のトリアージを実施する。
- (エ) 県方面本部管内別航空搬送拠点、ヘリコプターの運航先指定者等

【県方面本部管内別航空搬送拠点、ヘリコプターの運航先指定者等】

| 区分 | 航空搬送拠点 | 患者県内搬送用ヘリの運航先指定者 | 運航情報提供(※1)の実施者 |
|-----------------|--------------------|--------------------------------|-----------------------|
| 管内 賀茂・東部方面本部 | 愛鷹広域公園(沼津市) | 県本部(保健医療調整本部) 東部方面本部(健康福祉班) | 東部方面本部(健康福祉班航空搬送拠点係) |
| 中部方面本部 | 静岡空港(※2)(牧之原市・島田市) | 県本部(保健医療調整本部) 中部方面本部(健康福祉班) | 県本部(指令部対策グループ空港現地運用班) |
| 西部方面本部 | 航空自衛隊浜松基地(浜松市) | 県本部(保健医療調整本部) 西部方面本部(健康福祉班) | 西部方面本部(健康福祉班航空搬送拠点係) |

※1 運航情報提供：運航先を指定された患者県内搬送用ヘリコプターに対して、運航先のヘリポートの情報を提供することをいう。

※2 静岡空港等が使用できない場合は、航空自衛隊静浜基地を代替施設として使用する。

³ 広域災害救急医療情報システム (EMIS: Emergency Medical Information System)；災害時に被災した都道府県を越えて、医療機関の稼働状況など災害医療にかかわる情報を共有し、被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に係る各種情報を集約・提供する情報システム

(4) 航空搬送拠点の機能

被災地内の航空搬送拠点は、基本的には周辺の災害拠点病院と一体となつて、当該病院から搬送される患者をSCUにて受け入れ、広域医療搬送するための拠点である。

また、沿岸部の航空搬送拠点・SCUについては、政府艦船を至近に着岸又は洋上に停泊させ、DMAT等と連携してSCUの補充として活用することも想定する。

(5) 航空搬送拠点の運営

ア 航空搬送拠点係の配置

方面本部（健康福祉班）は、県健康福祉部職員を中心としてあらかじめ定めた方面本部の要員（健康福祉班航空搬送拠点係）を、SCUに配置する。

ただし、県本部（国・各部調整スタッフ）及び方面本部（指令班）は、要員数の確保が困難な場合、自衛隊及びSCUの近隣市町に対して、SCUの開設運営に係るサポート（資器材倉庫からの資器材の運び出しや患者の搬出入等）について、協力を要請する。

イ DMAT等の受け入れ

方面本部（健康福祉班航空搬送拠点係）は、国等の要請を受け派遣されたDMAT等を受け入れる。

ウ 航空運用

航空運用については、本編第1-1章「航空運用」によるほか、以下により行う。

- (ア) 保健医療調整本部は、国、県本部航空調整スタッフ、方面本部（健康福祉班航空搬送拠点係）、県DMAT調整本部⁴、DMAT・SCU本部、県内ドクターヘリ基地病院及びドクターヘリ保有都道府県等と連携し、患者搬送の調整を行う。（資料編4-7-1「応援ヘリコプターの要請書」及び様式4-7-2「患者県内搬送用ヘリコプターの派遣要請」参照）
- 具体的には、大規模災害時のドクターヘリ運用体制構築に係る指針（平成28年12月5日付医政地発1205第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）に基づき、以下により行う。

a 本県単一の発災時

- (a) 発災後、保健医療調整本部は、ドクターヘリのニーズの把握の努め、航空調整スタッフと情報を共有し、安全を確保するための調整

等を行った上で、県が所属する地域ブロックの連絡担当基地病院⁵にドクターヘリの派遣を要請する。

- (b) ドクターヘリ調整部⁶は、ドクターヘリの活動エリア、活動内容等に関して、航空調整スタッフ、警察、消防、自衛隊等の関係機関と調整を行うとともに、県医療救護班、航空調整スタッフ等を通じて得た県内のドクターヘリのニーズを集約し、ドクターヘリ本部⁷への活動指示等を行う。

- (c) 保健医療調整本部から要請を受けた連絡担当基地病院は、地域ブロック内の基地病院と、ドクターヘリの参集拠点への派遣又は待機の調整を行う。

- (d) ドクターヘリ参集拠点に参集したドクターヘリは、ドクターヘリ本部の指揮下で、被災地での活動を行う。

- (e) 保健医療調整本部は、所属するブロック内のドクターヘリ派遣数よりも多数のドクターヘリが必要であると判断する場合には、所属する地域ブロックの連絡担当基地病院へ、他地域ブロックからのドクターヘリ派遣についての調整を要請する。要請を受けた連絡担当基地病院は近接する他地域ブロックの連絡担当基地病院に、当該ブロックへのドクターヘリ派遣調整の連絡を行う。

また、国・各部調整スタッフは、他地域ブロックからのドクターヘリ派遣を要請していることを国へ連絡する。

b 複数都道府県の発災時

- (a) 本県を含む複数の都道府県での発災の場合には、国（厚生労働省医政局地域医療計画課）から、各被災都道府県災害対策本部に対し、複数の都道府県での発災である旨の連絡が行われる。また、国は被災都道府県から概ね300キロメートル圏内にある地域ブロックの連絡担当基地病院に連絡し、派遣可能なドクターヘリの機数等の情報を集約する。

- (b) 連絡を受けた県本部（保健医療調整本部、国・各部調整スタッフ）は、県内におけるドクターヘリのニーズを確認し、国（厚生労働省医政局地域医療計画課）へ報告及び派遣要請を行う。

- (c) ドクターヘリ調整部は、ドクターヘリの活動エリア及び活動内容に関して航空調整スタッフ、警察、消防、自衛隊等の関係機関と調

⁵ 連絡担当基地病院：大規模災害時における被災地へのドクターヘリ派遣を効率よく行うため、ドクターヘリ基地病院地域ブロック内で、ドクターヘリの派遣、待機等のドクターヘリによる被災地活動の調整を行う病院

⁶ ドクターヘリ調整部：災害対策本部内に設置されたDMAT調整本部の内部組織として設置される。また、航空調整スタッフにも所属し、警察、消防、自衛隊等と航空機運用に関して情報共有、連携を行う。

⁷ ドクターヘリ本部：被災地の基地病院等に設置され、ドクターヘリ調整部の指揮下でドクターヘリに関する運用調整を行う。

整を行うとともに、保健医療調整本部を通じて得た県内のドクターヘリのニーズを集約し、ドクターヘリ本部への活動指示等を行う。

(d) 国（厚生労働省医政局地域医療計画課）は、県本部（保健医療調整本部、国・各部調整スタッフ）からドクターヘリのニーズに関する報告及び派遣要請を受けた後、連絡担当基地病院にドクターヘリの派遣調整を依頼する。

(e) 連絡担当基地病院は、国の依頼に従い、地域ブロック内の基地病院と、ドクターヘリの参集拠点への派遣又は待機の調整を行う。

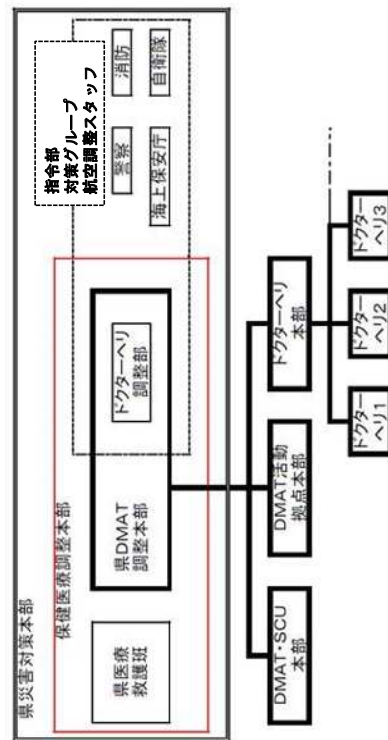
(f) ドクターヘリ参集拠点に参集したドクターヘリは、県のドクターヘリ本部の指揮下で、被災地での活動を行う。

(g) 県本部（保健医療調整本部、国・各部調整スタッフ）は、国（厚生労働省医政局地域医療計画課）に対し、ドクターヘリのニーズを随時報告する。

c. 被災地内でのドクターヘリの活動について
 参集拠点へ参集したドクターヘリは、ドクターヘリ本部の指揮下で活動する。被災地に参集した後のドクターヘリが警察、消防、自衛隊等の関係機関と協力しつつ、被災地のニーズに沿った活動を行うことができるよう、ドクターヘリ調整部が、当該関係機関との調整を行う。ドクターヘリ調整部は、保健医療調整本部及び航空調整スタッフでの決定事項をドクターヘリ本部へ連絡し、具体的な活動について指示する。

ドクターヘリのみでは患者搬送等に対応できない場合には、ドクターヘリ本部からドクターヘリ調整部に連絡し、連絡を受けたドクターヘリ調整部は航空調整スタッフへ協力依頼を行う。

【県本部におけるドクターヘリ関連部門の体制（参考）】



(イ) 県本部（保健医療調整本部、航空調整スタッフ）は、患者県内搬送用ヘリコプターが不足する場合は、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊又は自衛隊に対して、ヘリコプターによる患者搬送を要請する。

なお、県本部（保健医療調整本部）は、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊又は自衛隊のヘリコプターに医師等の同乗が必要な場合は、県DMAT調整本部と連携し、DMAT又は県内の医師等の指名について調整する。

エ 航空搬送拠点に搬送する患者数の調整
 保健医療調整本部は、方面本部航空搬送拠点係と連絡を取り、航空搬送拠点に搬送する広域医療搬送対象患者数の調整を行う。

(6) 航空搬送拠点までの患者搬送

ア 災害拠点病院から航空搬送拠点までの搬送
 (ア) 災害拠点病院用ヘリポートまでの搬送
 災害拠点病院又は災害拠点病院の要請を受けた市町本部は、災害拠点病院から災害拠点病院用ヘリポートまで、救急車等により、広域医療搬送対象患者を搬送する。

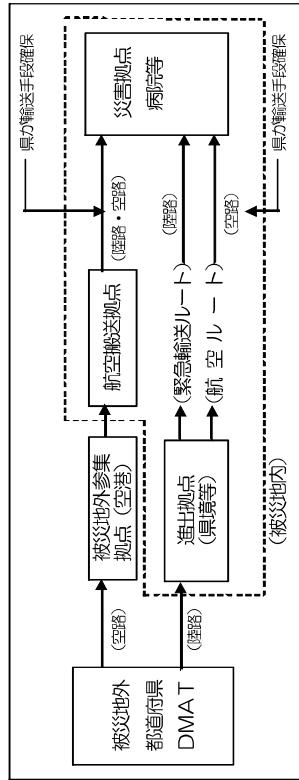
(イ) 災害拠点病院用ヘリポートから航空搬送拠点までの搬送
 県本部（保健医療調整本部、航空調整スタッフ）は、災害拠点病院用ヘリポートと航空搬送拠点の間で、患者県内搬送用ヘリコプターにより、広域医療搬送対象患者を搬送する。

イ 救護病院から航空搬送拠点までの搬送
 (ア) 拠点ヘリポートまでの搬送
 救護病院の要請を受けた市町本部は、県方面本部（健康福祉班）からの県内患者搬送ヘリコプター派遣通知を受け、救護病院から拠点ヘリポートまで、救急車等により、広域医療搬送対象患者を搬送する。

(イ) 拠点ヘリポートから航空搬送拠点までの搬送
 県本部（保健医療調整本部、航空調整スタッフ）は、拠点ヘリポートから航空搬送拠点まで、患者県内搬送用ヘリコプターにより、広域医療搬送対象患者を搬送する。

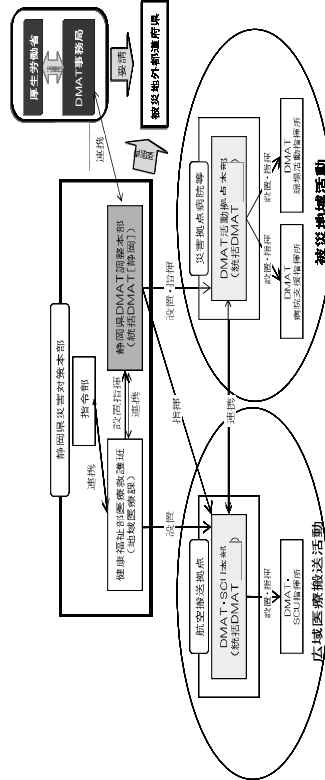
3 被災地外都道府県からのDMAT等の医療チームの受け入れ
 県本部等は、南海トラフ地震発生時、DMAT等の医療チームの受け入れ活
 動を実施する。

【DMAT受け入れの流れ(参考)】



(1) フェーズI【災害超急性期(発災～48時間)】
 災害超急性期においては、DMATによる支援を中心に受け入れられる。
 DMATは、被災地域での活動(病院支援、地域医療搬送、現場活動等)
 及び広域医療搬送活動(SCU活動、航空機内の医療活動等)に従事する。
 また、被災地域で活動するDMATは、原則として車両等で陸路参集し、
 広域医療搬送活動に従事するDMATは、原則として自衛隊の航空機等で航
 空搬送拠点に空路参集する。
 県本部等は、以下の手順により、DMATの受け入れ活動を実施する。

【DMAT受け入れの流れ(参考)】



ア 派遣要請等
 (ア) 県本部(保健医療調整本部)は、県内で活動する全てのDMATを指
 揮する県DMAT調整本部を設置し、その指揮下に置く。
 (イ) 県本部(保健医療調整本部)は、県DMAT調整本部と連携し、国及
 び被災地外都道府県に対して、DMATの派遣を要請する。

(ウ) 国は、被災地外の航空搬送拠点に参集したDMATについて、県内の
 航空搬送拠点まで、自衛隊の航空機等によりDMATを派遣するよう調
 整する。

(エ) 県本部(保健医療調整本部)は、被災地外都道府県から派遣された
 DMATに対して、国及び県DMAT調整本部等と相互に連携して、連絡
 窓口となる旨周知するとともに、県内の医療活動の状況を把握し、医
 療需要に応じた活動ができるよう調整する。

イ DMAT派遣先の調整

(ア) 県本部(保健医療調整本部)は、県DMAT調整本部及び必要に応じ
 て災害拠点病院等に設置されるDMAT活動拠点本部⁸や航空搬送拠点に
 設置されるDMAT・SCU本部等と連携し、空路及び陸路参集DMAT
 の参集状況を把握した上で、被害状況や災害拠点病院等からの要請を踏
 まえ、DMATの派遣先を調整する。(資料編4-7-7 様式4-7-3「指
 示書(DMAT活動場所一覧)」参照)

なお、DMAT活動拠点本部及びDMAT・SCU本部は、県DMAT調
 整本部の指揮下で、参集したDMATの指揮及び調整等を行う。

また、航空搬送拠点である静岡空港等に設置されるDMAT・SCU本
 部は、被害が甚大な県内及びその近隣地域の医療機関の負担を軽減する
 ため、状況に応じて、災害現場、近隣の災害拠点病院等から広域的に患
 者を受け入れ、患者の一時収容機能に加えて、患者の状態に応じて、広
 域医療搬送、地域医療搬送を行うことも想定し調整を行う。

(イ) 県本部(保健医療調整本部)は、(ア)以外に、方面本部(健康福祉
 班)等からの医療救護班支援要請に基づき、DMATを派遣する。

(ウ) 方面本部(健康福祉班)は、市町本部からの医療救護班支援要請に
 基づき、県本部(保健医療調整本部)にDMATの派遣を要請する。

(エ) 県本部(保健医療調整本部、航空調整スタッフ)は、航空搬送拠点
 から災害拠点病院等までの移動手段を確保し、航空搬送拠点に派遣さ
 れたDMATのうち、病院支援業務等に従事するDMATを輸送する。

ウ 進出拠点に陸路参集するDMATの受け入れ

(ア) 進出拠点へ参集するDMATへの情報提供県本部(保健医療調整本部)
 は、国及び県DMAT調整本部等と相互に連携して、進出拠点へ参集す

⁸ DMAT活動拠点本部：「日本DMAT活動要領」において、DMAT都道府県調整
 本部は、災害拠点病院等から適当な場所を選定し、必要に応じて複数個所のDMAT
 活動拠点本部を設置し、管内のDMAT活動方針の策定、参集したDMATの指揮
 及び調整を行わせることとしている。

るDMATに対して、EMIS等を活用し進出拠点等に関する情報提供を行う。

(イ) 進出拠点の変更に係る情報提供
進出拠点が変わされた場合には、県本部（保健医療調整本部）は、国及び県DMAT調整本部等と相互に連携して、EMIS等を活用し、進出拠点へ参集するDMATへ速やかに情報提供を行う。

(ウ) 災害拠点病院等へ誘導するための情報提供
県本部（保健医療調整本部）及び方面本部（健康福祉班）は、災害拠点病院、救護病院及び市町本部からの救護班支援要請を迅速・的確に把握する。県本部（保健医療調整本部）及び県DMAT調整本部は、方面本部（東部・中部・西部）等へ必要に応じて派遣されるDMATの連絡調整員及びDMATロジスティックチーム⁹等と連携し、災害拠点病院等（賀茂地域においては救護病院等）へ派遣されるDMATに対して、進出ルートなど派遣先の災害拠点病院等に係る情報提供を行う。

情報提供に当たっては、EMISその他の通信機器を活用するほか、進出ルートについては、県本部（指令部交通輸送スタッフ/対策グループ）及び方面本部（指令班交通誘導係）と連携し情報提供を行う。

(エ) 進出拠点に参集したDMATの航空機による輸送
県本部（保健医療調整本部、航空調整スタッフ）は、進出拠点に参集したDMATが、陸路で緊急輸送ルートを使用して災害拠点病院に進出できない場合は、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊又は自衛隊に対して、航空機によるDMATの輸送を要請する。

エ DMATロジスティックチームの配置調整
県本部（保健医療調整本部、国・各部調整スタッフ）は、国等と相互に連携して、DMATロジスティックチームを参集拠点に速やかに配置するよう調整する。

なお、DMATロジスティックチームの派遣要請及び移動手段の確保等については、DMATに準ずるものとする。

(2) フェーズⅡ【災害急性期（3日～1週間）】
災害急性期においては、二次医療圏単位等で円滑に医療資源の需給調整等を行うユニーティネット体制を整備するため、災害医療コーディネーター¹⁰

⁹ DMATロジスティックチーム：被災地内参集拠点に参集したDMATの交通手段、物資・燃料、通信手段の確保、緊急輸送ルートの情報提供等を行う、厚生労働省等が実施する「DMATロジスティックチーム隊員養成研修」を修了し、厚生労働省に登録された者をいう。

¹⁰ 災害医療コーディネーター：災害時に、都道府県並びに保健所及び市町村が保健医療活動の総合調整等を適切かつ円滑に行えるよう、保健医療調整本部並びに保健所及び市町村における保健医療活動の調整等を担う本部において、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行うことと目的として、都道府県により任命された者。都道府県に配置される者を都道府県災害医療コーディネーター

及び災害時小児周産期リエゾン¹¹のほか、日本赤十字社の救護班や、日本医師会災害医療チーム（以下「JMAT」という。）等による支援を中心に受け入れる。

また、独立行政法人国立病院機構の病院や独立行政法人国立大学病院による支援も受け入れられる。DMATの活動は段階的に縮小する。

ア 災害医療コーディネーターの受け入れ

災害医療コーディネーターは、保健所等活動場所に参集し、地域災害医療対策会議で、平素に構築する災害医療関係者のネットワークを活用し、大規模災害時の医療資源需給調整に関する保健所長業務を補完する。

イ 災害時小児周産期リエゾンの受け入れ

災害時小児周産期リエゾンは、保健所等活動場所に参集し、保健所長及び災害医療コーディネーター等災害医療関係者に対して、医療救護活動のうち小児・周産期医療分野に関して必要な助言及び支援を行う。

ウ 日本赤十字社救護班の受け入れ

県本部（保健医療調整本部）は、日本赤十字社静岡県支部と連携し、救護班の運用について必要な要請及び調整を行う。

日本赤十字社救護班は、救護所において医療救護を行うとともに、状況に応じて、被災現場において仮設救護所の開設等により医療救護を行うほか、避難所等を巡回して診療等を行う。

エ JMATの受け入れ

県本部（保健医療調整本部）は、静岡県医師会及び郡市医師会と連携し、JMATの派遣及び受け入れ等について必要な要請及び調整を行う。

JMATは、主に災害急性期以降における避難所・救護所等での医療や健康管理、被災地の病院・診療所への支援とともに、直接的な医療救護活動以外の健康支援活動等も行う。

(3) フェーズⅢ【災害亜急性期～中長期（1週間～1か月）】
災害亜急性期以降においては、被災地外都道府県が編成した医療チームによる支援を中心に受け入れられる。県本部（保健医療調整本部）は、災害対策基本法第74条の規定に基づき、被災地外都道府県に対して医師等医療救護活動の応援を要請する。

また、特定非営利活動法人日本災害医療支援機構（JVMAT）等による支援も受け入れられる。

ター、保健所又は市町村に配置される者を地域災害医療コーディネーターという。
¹¹ 災害時小児周産期リエゾン：災害時に、都道府県が小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、保健医療調整本部において、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う都道府県災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として、都道府県により任命された者

二次医療圏単位の医療資源需給調整は保健所が行い、直接的な医療救護活動から、保健師等を中心とした健康支援活動において求められる医療の提供へ徐々に移行する。

保健医療調整本部において医療チーム、保健師等の保健医療活動に関する情報連携、整理及び分析等の保健医療活動の調整を行う。

ア 保健師の受け入れ

(ア) 受け入れ活動の概要

a 大規模地震発生時、県本部（保健医療調整本部）は、方面本部（健康福祉班）を通じて各市町の保健師要請数を把握する。

b 県本部（保健医療調整本部）は、厚生労働省に対し、必要数及び受入保健師管内を明らかにして、被災地外都道府県等からの保健師派遣の調整を要請する。

c 県本部（保健医療調整本部）は、厚生労働省からの保健師派遣の回答を受け、方面本部（健康福祉班）と調整して受け入れ先市町を決定し、厚生労働省に報告する。

d 方面本部（健康福祉班）は、派遣元都道府県等に対して受け入れ先市町、連絡先、集合場所、交通の状況等の必要な情報の提供を行う。

e 県本部（保健医療調整本部）は、被災地の状況に応じて変化する保健師要請数を把握し、必要に応じて、厚生労働省に追加派遣を要請する。

(イ) 県・市町の活動概要

a 県本部（保健医療調整本部）は、派遣元都道府県等に保健師派遣について、文書による依頼を行い、派遣保健師の連絡窓口となる方面本部担当者の連絡先等を伝達する。

b 方面本部（健康福祉班）は、派遣保健師に対し、派遣先市町の被害情報及び道路情報等の提供、その他活動に必要な支援を行う。

c 受入市町は、派遣保健師の活動内容の調整、被害の詳細情報の提供等の活動支援と派遣保健師の宿泊場所の確保等を行う。

4 医薬品等¹²及び輸血用血液の確保

(1) 医薬品等確保の概要

ア 医療救護施設は、備蓄医薬品等を使用し、それらが不足した場合には医薬品卸業者等に供給要請を行うことを基本とする。医薬品卸業者等から調達できないときは、市町、方面本部（健康福祉班）に調達・あつせんを要請を行う。

イ 市町、方面本部（健康福祉班）は、医薬品卸業者等や医薬品等備蓄センターにより調達・あつせんの要請ができないときは、県本部（保健医療調整本部）に要請を行う。

ウ 県本部（保健医療調整本部）は、県内において医薬品等が調達できないときは、直ちに、国、医薬品卸業者等の全国組織等に医薬品等供給を要請する。

エ 県本部（保健医療調整本部）は、国、医薬品卸業者等の全国組織等からの医薬品等の提供について、自ら県又は市町の指定する場所まで輸送するよう要請する。輸送が困難な場合は、県本部（保健医療調整本部、国・各部調整スタッフ）は、国、医薬品卸業者等の全国組織等及び県内協定業者等と相互に連携して、必要な場所への輸送を行う。緊急輸送等の手段の確保が必要な場合は、県本部（国・各部調整スタッフ）を通じてその措置を講じる。

(2) 輸血用血液確保の概要

ア 医療機関は、静岡県赤十字血液センターに供給を要請する。静岡県赤十字血液センターに連絡が取れないときは、市町、方面本部（健康福祉班）に供給を要請する。

イ 県本部（保健医療調整本部）は、市町、方面本部（健康福祉班）から輸血用血液の要請があったときは、静岡県赤十字血液センターに供給を要請する。

ウ 県本部（保健医療調整本部）は、県外から緊急輸送等の手段の確保について静岡県赤十字血液センターから要請があったときは、県本部（国・各部調整スタッフ）を通じてその措置を講じる。

5 薬剤師等の受け入れ

(1) 薬剤師等の受け入れの概要

ア 県本部（保健医療調整本部）は、方面本部（健康福祉班）、静岡県薬剤師会、地域薬剤師会と連携し、薬剤師の派遣要請数を把握する。

イ 県本部（保健医療調整本部）は、要請数に対し、県内薬剤師で対応できないときは、静岡県薬剤師会と連携し、国及び日本薬剤師会に薬剤師の派遣要請を行う。

ウ 県本部（保健医療調整本部）及び方面本部（健康福祉班）は、県薬剤師会が行う派遣薬剤師の受け入れに必要な情報提供等の支援を行う。

¹² 医薬品等：医薬品のほか、医療器材、医療ガスを含む。

6 静岡県災害派遣福祉チーム¹³（以下「静岡 DCAT」という。）の派遣及び受け入れの調整

県本部（健康福祉部要配慮者支援班）は、静岡県災害派遣福祉広域支援ネットワークと連携し、静岡 DCAT の派遣及び受け入れについて必要な要請及び調整を行う。

静岡 DCAT は、主に避難所・福祉避難所で福祉ニーズの把握や要配慮者の移送支援等を行う。

7 災害時健康危機管理チーム¹⁴（以下「DHEAT」という。）の受け入れ

(1) DHEAT の受け入れの概要

ア 県本部（保健医療調整本部）は、自本部の状況や県方面本部（健康福祉班）、市町災害対策本部からの情報により、DHEAT の応援要請を取りまとめ、厚生労働省に対し応援派遣に関する調整を依頼する。

イ 県本部（保健医療調整本部）は、厚生労働省の調整を受けて DHEAT の派遣を行う都道府県に応援要請を行い、併せて派遣される DHEAT の活動場所を調整し決定する。また受け入れた DHEAT に被災状況や担当する役割など必要な情報提供を行う。

8 災害派遣精神医療チーム¹⁵（以下「DPAT」という。）の受け入れ

(1) 県本部保健医療調整本部に設置する静岡県 DPAT 調整本部は、県内精神科病院の状況を E.M.I.S 等により把握するとともに、県方面本部（健康福祉班）からの情報により、DPAT の応援要請を取りまとめ、厚生労働省及び DPAT 事務局に対し DPAT 応援要請に関する調整を依頼する。

(2) 静岡県 DPAT 調整本部は、厚生労働省及び DPAT 事務局の調整を受けて DPAT の派遣を行う都道府県に応援要請を行い、併せて派遣される DPAT の活動場所を調整し決定する。また、受け入れた DPAT に被災状況や担当する役割など必要な情報提供を行う。

¹³ 静岡県災害派遣福祉チーム（静岡 DCAT：Disaster Care Assistance Team）：社会福祉士、介護福祉士、ケアマネジャー等で構成される。県によっては、DWAT（Disaster Welfare Assistance Team）としている自治体もある。

¹⁴ 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT：Disaster Health Emergency Assistance Team）：災害発生時に被災地方公共団体の保健医療行政の指揮調整機能等を応援するため、専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員により構成する応援派遣チーム

¹⁵ 災害派遣精神医療チーム（DPAT：Disaster Psychiatric Assistance Team）：災害派遣精神医療チーム。被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネージメント、専門性の高い精神医療の提供と精神保健活動を支援する精神医療チーム

第5章 物資調達

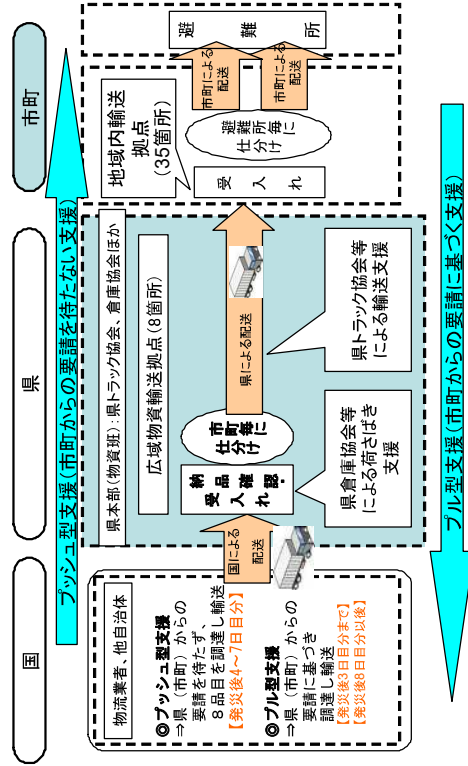
1 要旨

住民は、発災時に必要となる食料、飲料水及び生活必需品等について、平素から備蓄に努める。

市町は、発災後、物資が不足している住民に対して備蓄物資を提供する。

県は、上記による対応が困難な場合、県内の事業者との協定、国が実施するプッシュ型支援¹、全国知事会からの支援等により、緊急に必要な物資（以下「緊急物資」という。）を、市町を通じて被災した住民に提供する。

【物資の流れの全体像（参考）】



2 物資調達・供給活動

- (1) 物資調達・供給の基本的な流れ
 - ア 住民は、自ら備蓄した物資により生活を維持する。
 - イ 市町本部は、市町が備蓄している物資を住民に提供する。
 - ウ 市町本部は、協定を締結している民間業者から緊急物資を調達する。
 - エ 市町本部は、上記ア〜ウによっても緊急物資が不足する場合、県本部（経済産業部物資班）に対して、調達を要請する。
 - オ 県本部（物資班）は、協定を締結している県内の民間業者から緊急物資を調達する。

¹ プッシュ型支援：国（内閣府）が、被災府県からの具体的な要請を待たないで、避難所避難者が必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送するもの

カ 方面本部（物資班広域物資輸送拠点係）は、国が発災から4日目以降7日まで広域物資輸送拠点に配送する緊急物資を受け入れ、市町へ配送する。

キ 県本部（物資班、指令部国・各部調整スタッフ/支援調整グループ）は、上記オ、カによっても緊急物資が不足する場合は、国又は全国知事会、中部圏知事会および関東知事会等に対して、調達を要請する。

ク 市町本部は、地域内配送拠点へ配送された緊急物資を、避難所等へ配送する。

(2) 緊急物資の取り扱いに関する留意事項

ア 県本部（物資班）及び市町は、企業等からの義捐物資について、受け入れを希望するものと受け入れを希望しないものを選定し、その内容のリストや送付先についてホームページや報道機関等を通じて公表する。この際、個人からの義捐物資は、混載された物資の仕分けなどの作業が必要になることから、原則として受け入れないことを明らかにする。

イ 物資の輸送経路は原則として陸路を用い、やむを得ない場合には海路、空路を利用するものとする。

ウ 物資の積替えや仕分けに要する業務量の縮減や時間の効率化を図るため、物資調達先に対し、指定した配送先に直接輸送するよう要請する。

3 平素からの準備

(1) 住民への啓発（県及び市町）

県（危機管理部危機情報課）及び市町は、災害時に食料や飲料水等の速やかな調達が困難となることが想定されることから、住民に対しローリングストック法²等を活用した、食料及び飲料水の7日分（うち3日分は非常持出し）の備蓄について啓発を行う。

(2) 物資の備蓄（県及び市町）

市町は、非常持ち出しが困難な被災住民や旅行者等を想定し、緊急物資の備蓄の充実に努めることとし、県（危機管理部危機政策課）はこれを支援する。

(3) 緊急物資の調達・輸送に関する体制の構築（県及び市町）

県（危機管理部危機対策課）及び市町は、大規模な地震が発生した場合に、物資調達や輸送が平素のように確保できないとの認識に立ち、民間物流事業者と緊急物資の調達、荷さばき・配送、代替拠点の提供に関する協定を締結することで体制を構築する。この体制を強化するため、物資拠点の運営マニュアルを整備し、緊急物資の調達・荷さばき・配送訓練を実施する。

² ローリングストック法（回転備蓄）：日常使う食料や非常用の食料品を消費しながら備蓄を確保していく方法

4 県及び市町の物資調達活動

(1) 発災直後から概ね3日間の活動

ア 広域物資輸送拠点の開設及び運営（県）

(ア) 方面本部（物資班）は、広域物資輸送拠点（候補地は資料編5-1「広域物資輸送拠点及び代替拠点（候補）」のとおり）の被害状況を把握し、方面本部（指令班）及び県本部（物資班）に報告する。

方面本部（指令班）は、同内容を県本部（国・各部調整スタッフ）に報告する。

(イ) 県本部（物資班）は、被災等により広域物資輸送拠点の開設が困難な場合は、県倉庫協会、県トラック協会等の幹旋により代替施設を決定し、方面本部（物資班）に報告する。

代替施設（候補）は、資料編5-1「広域物資輸送拠点及び代替拠点（候補）」のとおりとする。

(ウ) 方面本部（物資班）は、広域物資輸送拠点設置運営マニュアルに基づき広域物資輸送拠点の開設及び運営を行うとともに、荷捌き作業、市町への配送等について協定事業者に支援を要請する。

イ 地域内輸送拠点の開設（市町）

各市町本部は、協定事業者、関係自治体及び県からの物資を受け入れ、避難所などに配送するため、地域内輸送拠点を開設する。

各市町本部は、上記の地域内輸送拠点のうち、国のプッシュ型支援物資を受け入れる拠点を1箇所指定し、方面本部（指令班）にその開設状況を報告する。

なお、地域内輸送拠点の候補地は、資料編5-2「地域内輸送拠点及び代替拠点（候補）」のとおりとする。

ウ 市町本部からの要請に基づく緊急物資の調達（プル型支援）及び輸送（県）

(ア) 協定事業者の調達可能数量把握と市町本部への幹旋

県本部（物資班）は、発災から概ね2～3日を目途に、県内の協定事業者に対して、調達可能数量を調査するとともに、市町本部から緊急物資の調達要請をFUJISANや物資調達・輸送調整等支援システム等により受け付ける。

市町本部は、発災後3日間は、県においても緊急物資及び輸送手段の確保が困難であることが想定されるため、真に必要な物資を可能な限り優先順位を明確にして要請を行うよう努める。

県本部（物資班）は市町本部からの調達要請に対応可能な協定事業者を市町本部に幹旋する。

(イ) 県本部（物資班）が実施する輸送手段の確保

(ア) の幹旋の際、協定事業者・市町の双方で輸送手段を確保できな

³ プル型支援：市町からの要請に基づき県が物資の必要量を把握し、必要に応じて協定事業者・国等へ物資の調達を要請し、必要な物資を確保すること

い場合に、県本部（物資班）は、民間物流事業者に緊急物資を市町へ輸送するよう要請する。

民間物流事業者による輸送が困難な場合には、県本部（国・各部調整スタッフ）は、自衛隊に対し輸送を要請する。

エ 国のブッシュ型支援物資の受け入れ準備（県）

（ア）ブッシュ型支援物資の配分計画

国の具体計画及び県第4次地震被害想定に基いて作成したブッシュ型支援物資配分計画については、資料編5-3「ブッシュ型物資配分計画（毛布、食料・粉ミルク、紙おむつ等）」のとおりとする。

（イ）ブッシュ型支援に関する調整

県本部（物資班）は、発災時期や広域物資輸送拠点の開状況等を踏まえ、ブッシュ型支援物資の品目・数量・配送先等に関する調整を国（政府現地対策本部等）と行う。

（ウ）ブッシュ型支援物資配分計画の連絡

国との調整等を踏まえ、ブッシュ型支援物資配分計画を修正した場合、県本部（物資班）は修正した計画内容を方面本部（物資班）に連絡する。方面本部（物資班）は、その内容を市町本部に連絡する。

（2）発災後概ね4日目以降から7日目までの活動

この期間は、国の具体計画に基づくブッシュ型支援が本格化することから、県及び市町は、ブッシュ型支援物資を受け入れ、円滑に住民へ供給する業務を優先的に実施する。

ア 国が行うブッシュ型支援の受け入れ

（ア）国が行うブッシュ型支援物資の配送（広域物資輸送拠点まで）

国は、県の広域物資輸送拠点へブッシュ型支援物資を配送する。

県本部・各部調整スタッフは、国の物資輸送に関する情報が伝達されたとき、県本部物資班に伝達する。

県本部（物資班）は、当該情報を方面本部（物資班）に伝達する。

（イ）県によるブッシュ型支援物資の受け入れ

方面本部（物資班）は、国のブッシュ型支援により、広域物資輸送拠点に輸送された物資を静岡県倉庫協会、静岡県トラック協会等の協力を得て、受け入れ作業及び荷さばき作業等を行う。

方面本部（物資班）は、ブッシュ型支援物資配分計画に基づき、緊急物資を市町に配送する。

（ウ）ブッシュ型支援物資配分計画の修正

県本部（物資班、国・各部調整スタッフ）は、ブッシュ型支援物資配分計画について、国（政府現地対策本部等）と調整を行い、計画の変更をした場合は、その変更内容を方面本部（物資班）を通じて市町本部に連絡する。

県本部（物資班）はブッシュ型支援物資の配分計画を変更した場合、関係機関における情報共有を図るため、「物資調達・輸送等調整支援システム」を活用して情報共有を図る。

イ 市町本部からの要請に基づく緊急物資の調達（ブル型支援）等

（ア）調達を必要とする緊急物資の把握

県本部（物資班）は、市町本部からの緊急物資の調達要請をFUJISANや物資調達・輸送調整等支援システム等により受け付け、品目別の数量を集約する。

（ただし、発災から概ね4～7日間については、原則として国が実施するブッシュ型支援物資の品目⁴にないものに限る）。

（イ）国等への提供の要請

県本部物資班は、（ア）の集約情報を踏まえ、県本部・各部調整スタッフと調整の上、国（政府現地対策本部等）及び知事会等へ要請をする。

県本部（物資班）が国に行う調達要請は発注・要請元、要請品目、数量、納入・搬入先その他必要な事項を明示する。

県本部（物資班）は、物資の支援要請や調達・輸送調整について、関係機関における情報共有を図るため、「物資調達・輸送等調整支援システム」を活用するものとする。

（ウ）配分計画の決定

県本部（物資班）は、国等から調達できる数量等を基に、方面本部、広域物資輸送拠点及び市町ごとの配分計画を決定し、その結果をFUJISAN等により方面本部（物資班）に連絡する。

方面本部（物資班）は、必要に応じて配分計画を調整し、その結果を市町本部に対して連絡する。

（エ）ブッシュ型からブル型への移行準備

県本部（物資班）は、ブッシュ型支援終了後に、速やかにブル型支援体制へ移行できるよう、7日目以降の物資を国に要請する等、上記（ア）～（ウ）のうち、必要な事項を事前に手配する。

ブル型支援物資の一例は、資料編5-4「ブル型支援物資の例」のとおりとする。

4 国が実施するブッシュ型支援物資の品目：食料、毛布、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレシートパーカー、生理用品の8品目を基本とし、被災者の命と生活環境に不可欠な必需品とする。

第6章 燃料供給、電力・ガスの臨時供給、通信の臨時確保、 応急給水及び汚水処理の継続・確保

I 燃料供給

1 要旨

住民は、発災時に必要となる燃料について、平素から自家用車の燃料タンク及び暖房器具の燃料タンク（備蓄用ポリタンクを含む。）を可能な限り満ちしておき、発災してもあわてて調達する必要があるようにする。

県（危機管理部危機対策課）は、あらかじめ、病院、要配慮者に係る社会福祉施設等の、人命に係る重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

県、市町及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い平素から点検、訓練等に努めるものとする。

県、市町及び上記重要施設の管理者は、燃料の調達に当たっては、災害時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平素から受注機会の増大に努める。

発災後、国内の多くの製油所・油槽所、燃料輸送手段等が被災する状況にあっても、災害応急対策活動に必要な燃料及び災害拠点病院、災害応急対策の指令機能を有する施設等の重要施設の業務継続に必要な燃料を確保する必要がある。このため、県本部（指令部ライフライン等調整スタッフ／中長期グループ）は、政府緊急災害対策本部、県石油商業組合等と連携し、迅速かつ円滑な燃料供給に努める。

2 基本的な燃料供給体制

(1) 自力での燃料調達

災害時であっても、燃料を必要とする受給者は、平素供給業者等から自力で調達することを基本とする。

また、県本部（ライフライン等調整スタッフ）は、県内の燃料供給施設がBCPにより早期に平素と同等の供給体制に復旧できるよう、県石油商業組合と連携した連絡体制を構築する。

(2) 地域レベルでの燃料供給

以下の基準で選定する重要施設については、自力での燃料調達が困難な場合にあっては、県本部（ライフライン等調整スタッフ）で燃料需要を把握し、可能な範囲で優先順位を整理した上で、県石油商業組合と連携して燃料を確保する。

ウ 緊急物資の配送（県）

(ア) 県による市町への物資輸送

方面本部（物資班）は、プッシュ型及びプル型により受け入れ、仕分けをした物資について、静岡県トラック協会、その他の民間物流事業者等の協力を得て、市町に配送する。

県本部（物資班）は、県内での輸送手段の確保が困難な場合は、中部運輸局に対し輸送手段の提供を要請する。

また、県本部（国・各部調整スタッフ）は、民間物流事業者による輸送が困難な場合、自衛隊に緊急物資の配送を要請する。

なお、市町本部が広域物資輸送拠点での物資受け取りを希望する場合は、当該市町本部に対し、当該市町分の仕分けが完了したことを連絡し、物資を引き渡す。

(イ) 市町本部による避難所等への物資配送

市町本部は、地域内輸送拠点に配送された物資を受け入れ、仕分けを行い、避難所等へ配送する。

(ウ) 避難所への輸送手段の確保

市町本部の行う避難所までの配送において、地元の運送業者の被災等により配送ができない場合、県本部（物資班、国・各部調整スタッフ）は、大手物流事業者又は自衛隊に対し物資の配送を要請する。

(エ) 物資配送に関する情報の共有

県本部（物資班）及び方面本部（物資班）は、物資の配送を要請する民間物流事業者等に対し、緊急輸送ルート上の確保状況及び利用可能な給油所の情報について、可能な限り情報提供を行う。

また、方面本部（物資班）は、市町へ物資を配送する場合は、緊急物資の品目、配分量と到着予定日時について、市町本部に可能な限り情報を提供する。

(3) 発災から概ね1週間以降の活動

ア 県による緊急物資の調達（プル型支援）等（県）

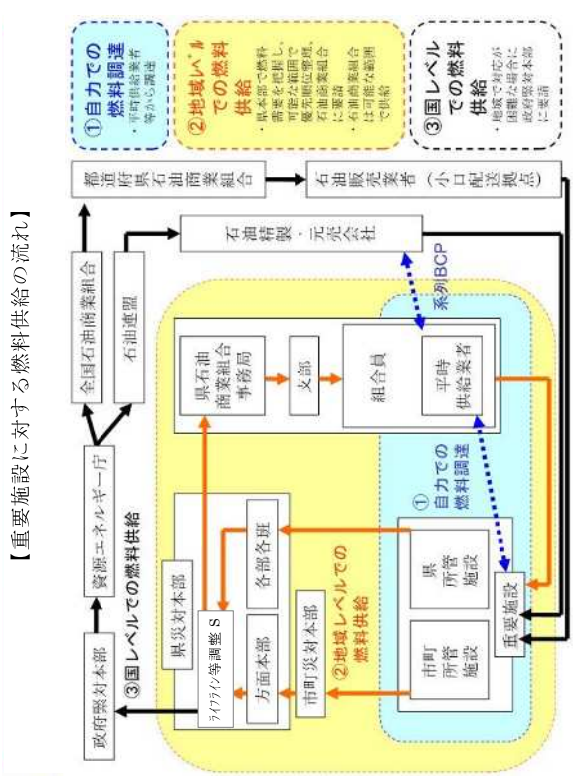
県本部（物資班）は、市町本部からの調達要請取りまとめを、原則1日1回、定時に行う。ただし、特に緊急性が高い物資については、市町本部は個別に県本部（物資班）に要請できるものとする。

イ 県本部（物資班）は、上記情報を方面本部（物資班）と共有する。

イ 緊急物資の配送方法の切り替え

県本部（物資班）及び方面本部（物資班）は、市町の被害及び災害応急対策の状況、輸送手段及び要員の確保状況等を考慮の上、県による配送よりも市町による配送の方が有利（効率面、効果面等）と判断される場合には、県が市町へ配送する方法から、市町が広域物資輸送拠点に緊急物資を受け取りに来る方法に、配送方法を順次切り替える。

- ・災害対策本部等の指令機能を有する施設
 - ・輸送又は大規模な活動拠点
 - ・人命救助に係る施設
 - ・その他災害応急対策の実施及び県民の生命の維持等に必要施設
- (3) 国レベルでの燃料供給
 地域レベルでの燃料供給が困難な場合にあっては、県本部（ライフライン等調整スタッフ）は政府緊急災害対策本部に供給を要請する。



3 防災拠点等に存する給油施設への「重点継続供給」

- (1) 重点継続供給
- ア 県本部（ライフライン等調整スタッフ）は、災害応急対策活動に従事する車両や航空機への燃料供給体制の確保のため、資源エネルギー庁があらかじめとりまとめているリスト（資料編6-1「中核SSS、小口配送拠点」（対外非公表））に記載の中核給油所以外に、発災後の状況に応じて重点継続供給が必要な施設について政府緊急災害対策本部に伝達する。
- イ 政府緊急災害対策本部は、上記の給油施設の中から、重点継続供給を行い、給油活動を維持すべき施設を指定する。

- (2) 重点継続供給を行う給油施設に関する情報収集・共有
 県本部（ライフライン等調整スタッフ）は、重点継続供給が行われる給油施設に関する情報（給油所の場所、油種）について、緊急輸送ルート、救助・消火活動、医療、物資輸送等を担当する部署及び県内市町等に対して、発災後速やかに共有する。
- (3) 優先供給車両への燃料供給
 重点継続供給が行われる中核給油所は、緊急自動車、緊急通行車両確認標章を掲示する車両及び自衛隊車両等（以下「優先供給車両」という。）に対して優先的に給油を行う。
- なお、災害時の優先供給においては、カード等が利用できず、現金による支払いが必要となる場合があることに留意する。
- (4) 災害応急対策に従事する航空機への燃料供給

- ア 静岡空港
- (ア) 平素からの準備
 県は、静岡空港において警察災害派遣隊航空機、緊急消防援助隊航空機及びドクターヘリ等の患者搬送用ヘリコプターの運航に必要な航空燃料を概ね1週間分備蓄し、災害時における燃料供給体制を構築する。
- (イ) 発災時対応
 県本部（指令部空港現地運用班／対策グループ）は、静岡空港において、災害応急対策に従事する航空機に対し、航空燃料の供給を実施する。

- イ 静岡空港以外の燃料供給
- (ア) 静岡空港以外のヘリベース等において燃料供給の給油対象部隊は以下のとおりとする。
- a 航空自衛隊静浜基地 -----警察災害派遣隊
 - b 静岡市静岡ヘリポート-----静岡市消防航空隊
 - c 浜松市消防ヘリポート-----浜松市消防航空隊
 - d ドクターヘリ運航病院（順天堂大学静岡病院、聖隷三方原病院）-----ドクターヘリ

- (イ) 県の契約備蓄燃料の使用調整
 県本部（ライフライン等調整スタッフ）は、県との契約に基づき業者が県内各地に備蓄している航空燃料の使用調整を行う。

4 業務継続が必要な重要施設への「優先供給」

- (1) 重要施設への優先供給体制
重要施設(資料編6-2「情報提供を行う防災上の重要施設一覧(県、市町)」(対外非公表))については、県本部(ライフライン等調整スタッフ)において燃料需要を把握し、可能な範囲で優先順位を整理した上で、地域レベル又は国レベルで調整して優先供給を行う。
- (2) 優先供給の手順

ア 県本部(ライフライン等調整スタッフ)は、重要施設について、保有する燃料タンクの容量、必要な油種、燃料在庫が枯渇するまでの時間等必要な情報をあらかじめとりまとめたと、可能な範囲で優先順位を検討する。

イ 重要施設の管理者は、発災後速やかに、当該施設を所管する市町又は県の各部署等を通じて、施設の被災状況を踏まえた燃料需要の見込みに関する情報を県本部(ライフライン等調整スタッフ)に報告する。

ウ 県本部(ライフライン等調整スタッフ)は、燃料需要の見込みに関する情報を定期的に把握する。

エ 重要施設の管理者は、燃料の自力調達が困難となった場合には、費用負担を明確にした上で、当該施設を所管する市町又は県の各部署等を通じて、県本部(ライフライン等調整スタッフ)に対して燃料供給の要請を行う。

なお、要請に当たっては、資料編6-7 様式6-7-1「優先供給施設への燃料供給要請」を使用する。

オ 県本部(ライフライン等調整スタッフ)は、燃料需要をとりまとめ、可能な範囲で優先順位を整理の上、県石油商業組合と連携して優先供給を行う。

カ 県本部(ライフライン等調整スタッフ)は、県石油商業組合との調整では重要施設への優先供給の確保が困難であると認めるときは、政府緊急災害対策本部の調整による優先供給を要請する。

5 臨時の給油施設による供給

広域応援部隊等の救助活動拠点として活用する施設に常設の給油施設がない場合又は地域内の給油施設の損壊、不足が著しい場合に備え、臨時の給油取扱設備を設置し、円滑な燃料供給体制を構築する必要がある。

臨時の給油施設(候補)は、資料編6-3「臨時の給油施設(候補)」のとおりとする。

なお、臨時の給油施設の安全対策については、「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン(平成25年10月3日消防災第364号、消防危第171号)」を活用し、発災前に事前計画を作成して消防本部と協議しておくものとする。

6 燃料供給に必要な輸送・供給体制の確保(油槽所へのアクセス)

- (1) ライフライン等調整スタッフは、油槽所へのアクセス確保のため、道路啓開及び航路啓開等の必要な対策について指令部交通輸送スタッフ/対策グループと調整を行う。
- (2) 方面本部(指令班)は、緊急輸送ルートとして計画されている油槽所への経路について、優先的に道路啓開を行うよう道路管理者に指示する。
- (3) 港湾管理者は、石油精製業者の策定した「系列BCP」との整合を取りつつ「港湾BCP」に基づき、航路啓開を優先的に実施する。

【県内の油槽所施設名称と所在地】

| 県内の油槽所 | 施設名称 | 所在地 |
|---------------|---------|-------------------|
| JX T G エネルギ一 | 田子の浦油槽所 | 静岡県富士市 (田子の浦港) |
| ジャパンオイルネットワーク | 清水油槽所 | 静岡県静岡市 (清水港) |
| JX T G エネルギ一 | 清水油槽所 | 静岡県静岡市 (清水港) |
| 出光興産 | 大井川油槽所 | 静岡県焼津市 |
| 東西オイルターミナル | 大井川油槽所 | (大井川港) |

7 燃料供給に関する広報

- (1) 平素からの準備

県は、県民に対して平素から自家用車の燃料タンクを可能な限り満たしておき発災してもあわてて調達する必要のないように広報する。
この際、石油製品は経時品質変化が起こる製品であることに鑑み、その保存方法及び期間について留意するよう広報する。

- (2) 災害時における一般車両に対する燃料供給に関する広報
一般車両への燃料供給については、以下の観点からメディア等を通じて県民に対して広報する必要がある。

- ・一般県民の買いだめ、買い急ぎによる燃料在庫逼迫等の回避
- ・災害応急対策車両等への円滑な燃料供給による災害応急対策の円滑化

- (3) 石油製品の保存期間
石油連盟によると、灯油・軽油は6か月、A重油は3か月を目安として使用するものとされている。

II 電力・ガスの臨時供給

1 要旨

住民は、発災時に必要となる電力・ガスについて、平時から乾電池、携帯ガスボンベ（携帯ガスコンロを含む。）等の備蓄に努め、発災してもあわてて調達する必要がないようにする。

特に、電力については、県、市町及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、安全な位置に代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い平素から点検、訓練等に努める。

また、県（危機管理部危機対策課）は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に係る社会福祉施設等の、人命に係る重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

発災後、重要施設の業務継続や災害応急対策活動に必要な電力及びガスを確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する必要がある。このため、県本部（ライフライン等調整スタッフ）は、電気事業者及びガス事業者が迅速かつ円滑な災害応急対策を実施することができるよう、これらの関係機関と相互協力を行う供給体制を速やかに構築する。

2 重要施設の選定及び情報共有等

(1) 重要施設の選定基準

電力・ガスの臨時供給が必要な重要施設については、燃料供給における重要施設と同様に以下の基準で選定する。

- ・災害対策本部等の指令機能を有する施設
- ・輸送又は大規模な活動拠点
- ・人命救助に係る施設
- ・その他災害応急対策の実施及び県民の生命の維持等に必要な施設

(2) 重要施設に関する情報の共有

県（危機管理部危機対策課）は、選定基準に基づき重要施設のリストを作成し、あらかじめ関係機関で共有するとともに、発災後には、県本部（ライフライン等調整スタッフ）がリストを活用して電力及びガス供給の必要性等を把握する。

なお、リストは必要に応じて随時更新するものとし、本計画とは別に定める。

3 重要施設への臨時供給

(1) 電力業界

県本部（ライフライン等調整スタッフ）は、国の具体計画のとおり臨時供給について調整する。

(2) ガス業界

県本部（ライフライン等調整スタッフ）は、国の具体計画のとおり臨時供給について調整する。

4 緊急通行車両等の通行体制の確保

(1) 緊急通行車両の事前届出

電気事業者及び一般ガス導管事業者は、平素から災害応急対策活動用の車両が緊急通行車両として緊急交通路の円滑な通行ができるよう、また、優先供給車両として燃料の優先供給を受けることができよう、あらかじめ県公安委員会に事前届出の手続きを行うと共に、発災後の標章取得手続きを確認しておく。

(2) 緊急通行車両標章の取得

電気事業者及び一般ガス導管事業者は、発災後速やかに緊急通行車両標章の取得手続きを行い、輸送体制を確保するものとする。

Ⅲ 通信の確保

1 要旨

重要施設の業務継続や災害応急対策活動に必要な電気通信サービス（以下「通信」という。）を確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する必要がある。このため、県は、電気通信事業者が迅速かつ円滑な災害応急対策を実施することができるよう、これらの関係機関と必要な協力をを行う体制を構築する。

2 重要施設の選定及び情報共有等

- (1) 重要施設の選定基準
通信の確保が必要な重要施設については、燃料供給及び電気・ガスの臨時供給における重要施設と同様に以下の基準で選定する。
 - ・災害対策本部等の指令機能を有する施設
 - ・輸送又は大規模な活動拠点
 - ・人命救助に係る施設
 - ・その他災害応急対策の実施及び県民の生命の維持等に必要な施設
- (2) 重要施設に関する情報の共有
県（危機管理部危機対策課）は、選定基準に基づき重要施設のリストを作成し、あらかじめ関係機関で共有するとともに、発災後には、県本部（ライフライン等調整スタッフ）がリストを活用して通信の臨時確保の必要性等を把握する。
なお、リストは必要に応じて随時更新するものとし、本計画とは別に定める。

3 重要施設及び通信の空白地域における通信の臨時確保

県本部（ライフライン等調整スタッフ）は、国の具体計画のとおり通信の臨時確保について調整する。

4 緊急通行車両等の通行体制の確保

- (1) 緊急通行車両の事前届出
電気通信事業者は、平素から災害応急対策活動用の車両が緊急通行車両として緊急交通路の円滑な通行ができるよう、また、優先供給車両として燃料の優先供給を受けることができるよう、あらかじめ県公安委員会に事前届出の手続きを行うと共に、発災後の標章取得手続きを確認しておく。
- (2) 緊急通行車両標章の取得
電気通信事業者は、発災後速やかに緊急通行車両標章の取得手続きを行い、輸送体制を確保するものとする。

Ⅳ 応急給水

1 要旨

重要施設の業務継続や避難施設等の被災者の飲料水等の確保のために、応急給水を確実に実施する必要がある。このため、県は、国及び市町等の水道事業者と連携して施設被害及び断水状況の把握及び円滑な応急給水の調整を実施する。

2 応急給水体制

- 応急給水体制は、以下2段階により確立する。
- (1) 水道事業者レベルでの応急給水
災害等により応急給水が必要になった場合、水道事業者（市町等）（以下、「事業者」という。）は、各事業者で定める応急給水活動を実施する。事業者の定める応急給水活動では対応困難な場合、事業者は、平素災害協定を締結している他事業者等に自ら要請する。
この際、県本部（くらし・環境部環境班）は、現地の状況を把握し、必要に応じ、事業体に代わり応急給水を取り仕切るよう指名された災害協定団体等へ支援を要請する。
 - (2) 国レベルでの応急給水
事業者は自ら確保した応援のみでは応急給水が困難な場合、県本部（環境班）に対して応急給水の支援を要請する。
環境班は、事業者からの要請に基づき、厚生労働省医薬・生活衛生局水道課に支援を要請する。但し、緊急性を要する場合は、ライフライン等調整スタッフを通して自衛隊に支援を要請する。この際、支援関係機関及び自衛隊の役割分担等について適切に調整するものとする。（自衛隊の即応性、給水量、給水単位（数）、給水補助要員の有無等を考慮）

3 応急給水業務

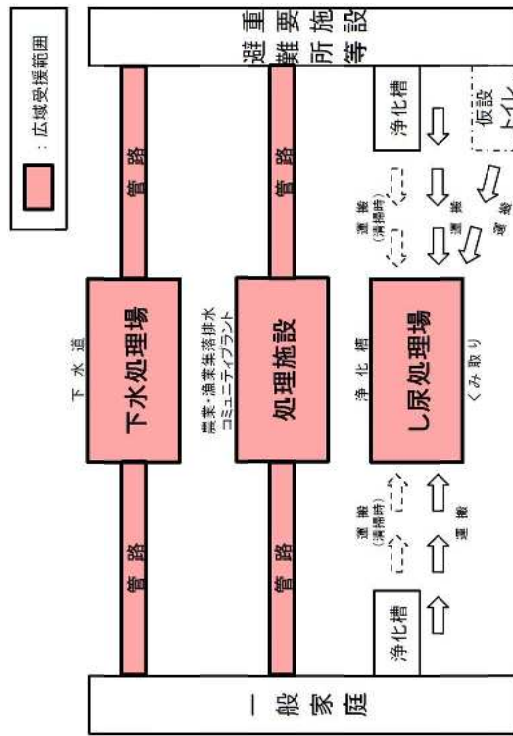
- (1) 情報収集・整理及び提供
県本部（環境班）は、被害発生市町から以下の情報を収集・整理し、関係部局等に情報提供を行う。
 - ア 被害情報
被害発生地区名、断水発生日時、被害発生状況・原因、最大断水戸数、今後の断水の発生・拡大見込み等
 - イ 対応状況
 - (7) 現在の断水状況（復旧戸数・未復旧戸数）
 - (4) 応急給水状況（給水車対応、飲料水の配給等）
 - (7) 応援要請状況、要請先と応援状況
 - (5) 応急復旧状況（系統変更、復旧工事等）
 - (4) 復旧見込み

V 汚水処理の継続・確保

1 要旨

被災地における衛生環境の悪化を防止するため、速やかに汚水処理施設（下水道施設、し尿処理施設等）の被災状況を把握し、応急対応を実施する。この際、重要施設や避難所等における汚水処理機能の維持や回復を優先させるとともに、水道事業者の水道施設の復旧との調整も十分に行う。

【汚水処理の流れ】



下水道については、人口の6割を超える県民が既に利用し影響が大きいため、広域かつ大規模に施設の被災を受けた又は受けた可能性が生じた場合、既に構築されている下水道の全国的な支援ルールに基づき、静岡県下水道対策本部を設置し、広域受援に関する調整を行う。

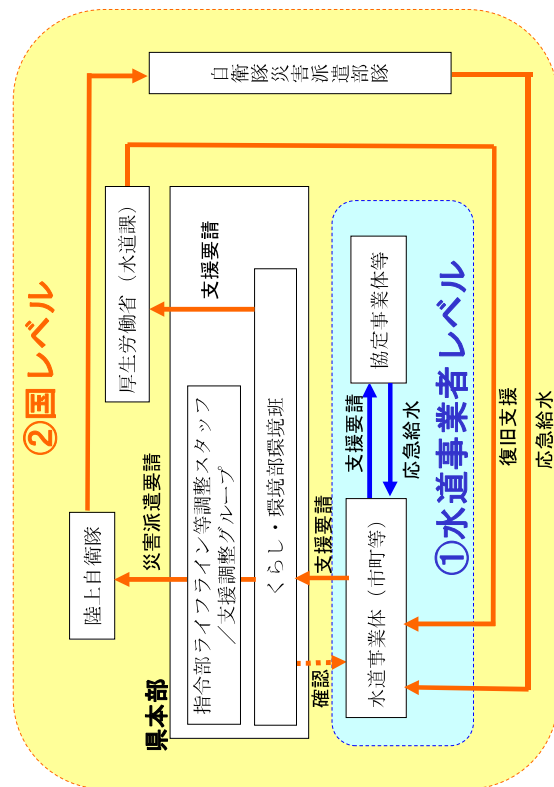
他方、農業・漁業集排水等の処理施設や管路施設及びびくみ取り等のし尿処理場については、広域的な受援を想定されていないが、被災状況等を県本部（交通基盤部都市班、交通基盤部港湾班、くらし・環境部環境班）において把握する。

- (カ) 減水状況（時間給水等）
- (キ) 断水解消日時
- (2) 状況把握及び情報発信
県本部（環境班）は、応援部隊等の状況（給水能力、運用・活動状況等）について把握するとともに、情報を発信する。

4 応急給水活動

具体的な応急給水活動は、別途制定されている静岡県応急給水受援計画（平成25年7月制定）に基づき実施する。

【応急給水の流れ】



2 下水道の広域支援体制

(1) 市町等の役割

市町等の下水道管理者は、処理場や管路などの下水道施設の被災状況を調査し、速やかに県本部（交通基盤部都市班）に報告する。

また、被災状況の調査や被災施設の復旧に対して支援が必要な場合は、県内で広域かつ大規模な被災の際に設置されている県下水道対策本部に対して支援を要請するものとし、被災した施設の下水道管理者は、県下水道対策本部及び本県に駆けつける応援隊に対して、被災状況や現地情報のほか、応援隊の受入場所や活動拠点となる前線基地、調査や復旧活動の際に必要な下水道台帳等を提供する。さらに可能な場合は、下水道施設の職員が応援隊等に加わり、現地への誘導等を行うものとする。

(2) 静岡県の役割

ア 静岡県下水道対策本部の設置

県交通基盤部生活排水課は、県本部都市班内に静岡県下水道対策本部を設置するものとし、本部を設置する際に、中部ブロック連絡会議幹事及び国土交通省中部地方整備局等を経由して国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課事業マネジメント推進室に連絡する。

また、中部ブロック連絡会議構成員や他ブロック連絡会議幹事への連絡については、中部ブロック連絡会議幹事や日本下水道協会等を通じて行う。

さらに、静岡県下水道対策本部は、国土交通省や被災自治体、支援自治体等との総合調整の上、下水道対策本部員の増員が必要と判断した場合には中部ブロック連絡会議構成員を中心に参集について要請する。

イ 静岡県下水道対策本部の構成

静岡県下水道対策本部は、県生活排水課長を本部長とし、資料編 6-4 「静岡県下水道対策本部の構成員」に掲げる構成員を本部長、国土交通省の職員を下水道対策特別本部員として組織する。

さらに、静岡県下水道対策本部は、被災状況等を踏まえ、中部ブロック以外の他ブロックとの広域支援調整等の下水道対策本部の業務を円滑かつ迅速に実施するため、国土交通省等との総合調整の上、必要に応じて静岡県下水道対策本部内に国土交通省の職員を隊長とし、隊長の指名により参集した隊員をもって支援調整隊を設置する。

ウ 静岡県下水道対策本部の業務

下水道対策本部は、支援可能な自治体の支援人員等と被災状況を勘案し、総合調整の上、調査体制や復旧方針等の支援計画を立案し、中部ブロック連絡会議幹事、日本下水道協会や各都道府県を通じて、支援する自治体

に対して支援体制の調整結果の連絡をもって支援を要請する。

また、支援計画の立案にあたっては、関係団体等の支援についても検討を行い、必要に応じて中部ブロック連絡会議幹事や各種業界団体を通じて支援要請を行うものとする。

なお、静岡県下水道対策本部の業務は、資料編 6-5 「静岡県下水道対策本部の業務」に掲げるものであり、調査や復旧の活動に際しては、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意するものとする。

エ 県本部指令部との調整

静岡県下水道対策本部は、県本部都市班として、下水道施設の被災や支援状況等を随時、県本部指令部ライフライン等調整スタッフ/中長期グループに報告し、必要があれば、燃料、電力、ガス、通信等の優先供給等を求める。

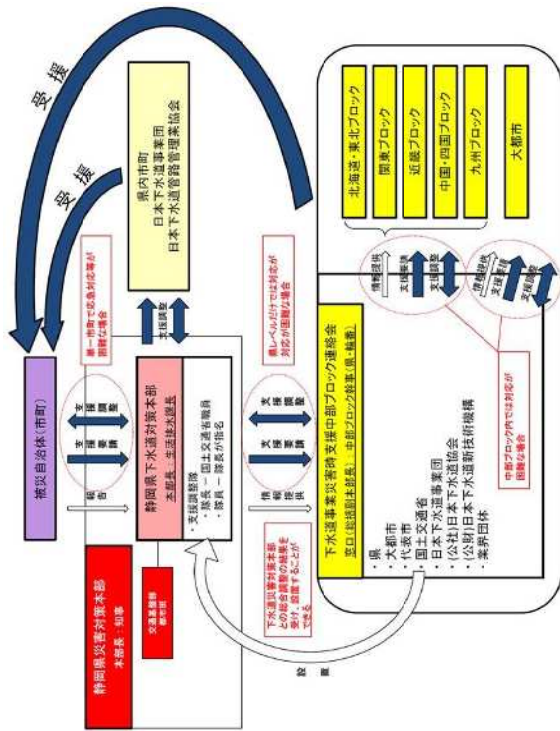
(3) 国土交通省の役割

国土交通省は、下水道対策本部、被災した自治体や支援する自治体等と連携を図り、災害支援が円滑かつ迅速に実施できるように総合調整の役割を担う。

(4) 応援活動

応援活動に当たっては、被災した自治体の指揮のもと、静岡県下水道対策本部と緊密に連絡をとりながら、二次災害等が発生しないよう十分留意し、円滑、迅速かつ臨機応変に応援活動を実施する。なお、実施に際しては、(公社)日本下水道協会発行の「下水道の地震対策マニュアル」を参考とする。

【下水道の災害時支援体制】



細部は、資料編 6-6 「下水道の災害時支援組織体制」参照

3 農業及び漁業集落排水施設

(1) 市町等の役割

市町等の集落排水施設の管理者は、被災の状況や支援の必要性について速やかに把握し、農業集落排水施設については方面本部農業班に、漁業集落排水施設は方面本部土木班に報告する。

(2) 静岡県の役割

県本部（都市班）は、方面本部（農業班）経由で入手した農業集落排水施設に関する被災情報をとりまとめ、農林水産省関東農政局及び同局を経由して農林水産省農村振興局整備部地域整備課に報告する。

県本部（港湾班）は、方面本部土木班経由で入手した漁業集落排水施設に関する被災情報をとりまとめ、水産庁漁港漁場整備部防災漁村課に報告する。

県本部都市班及び港湾班は、被災状況について県本部ライフライン等調整スタッフと情報を共有する。

県内のみでの対応が困難な場合には、県本部都市班は農林水産省関東農政局を通じて国に支援を要請する。また、県本部港湾班は水産庁に対応策の助言を求める。

(3) 農林水産省等の役割

農林水産省関東農政局は、農業集落排水施設が被災した自治体等と連携を図り、必要に応じて災害応急用ポンプ（陸上、水中）、発電機、投光器を貸し出す等、施設の応急対応を支援する。

水産庁は、漁業集落排水施設が被災した自治体等の要請に基づき応急対策を助言するとともに、必要に応じて応急工事の承認を行う。

(4) 応援活動

農業集落排水施設については、(一社)地域環境資源センター（JARUS）が事務局となり、同センター職員が直接支援に当たるとともに、被災した自治体と支援する自治体等との連携を図り施設の復旧に関する応援活動を実施する。

第7章 自治体応援職員

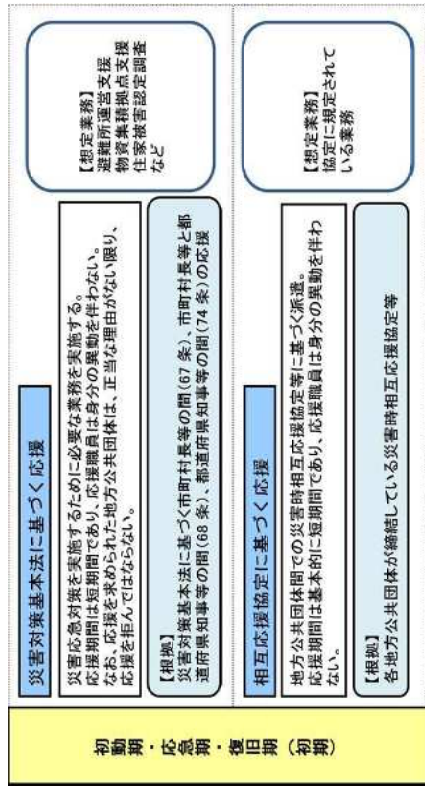
1 要旨

南海トラフ地震発生時には、県及び市町は、災害対策本部活動のほか、避難所の運営、住家の被害認定調査、罹災証明書の交付など膨大な災害応急業務が発生し、既存の人的資源のみで対応することは極めて困難な状況に陥ることが想定される。このような想定の下、被災地外の地方公共団体からは、協定等に基つき応援職員が派遣されることとなっている。

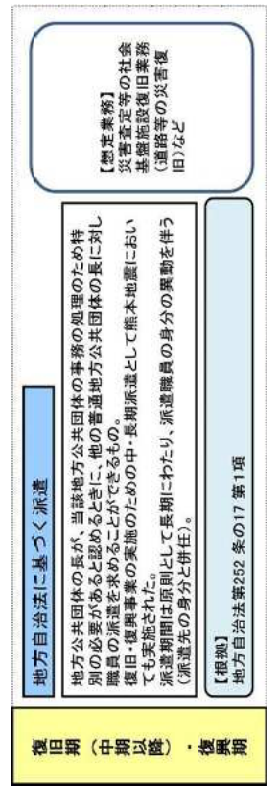
県及び市町は、応援職員の受入体制をあらかじめ整備しておくとともに、発災後、迅速な状況把握と応援要請を行うことにより、全国からの応援職員を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的な被災者支援を実施する。

なお、本計画の対象は、初動期、応急期及び復旧期（初期）（災害対策基本法や相互応援協定など）に基づく応援。いわゆる「短期派遣」とする。

【初動期・応急期・復旧期（初期）における応援】



【復旧期（中期以降）・復興期における派遣（参考）】



4 し尿処理施設

(1) 市町等の役割

被災した市町等は、被災の状況や応援の必要性について速やかに把握し、災害廃棄物処理実行計画等を作成する。また、県本部（環境班）に報告し、被害状況や応援要請等に係る情報を共有する。

(2) 静岡県内の役割

県本部環境班は、『大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画』及び『関東ブロック支援チーム運営マニュアル』並びに『災害廃棄物中部ブロック広域連携計画』に基づき、以下について行う。

- 被災した市町の情報を収集・整理し、環境省関東及び中部地方環境事務所等と情報の共有を行う。
- 被災した市町と連携し、処理を支援する。また、被災した市町の執行体制が喪失して甚大な損害が生じる可能性があるかと判断された場合には市町の機能を代行する。
- 関東及び中部地方環境事務所からの依頼に基づき、関東ブロックにおける支援チーム、中部ブロックにおける支援自治体に対して支援に関する情報を提供するほか、支援活動について可能な範囲で協力する。

県本部環境班は、被災状況についてライフライン等調整スタッフと情報を共有する。

県内のみでの対応が困難な場合には、県本部環境班は環境省関東及び中部地方環境事務所を通じて国に支援を要請する。

(3) 環境省関東及び中部地方環境事務所の役割

関東及び中部地方環境事務所は、『大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画』及び『関東ブロック支援チーム運営マニュアル』並びに『災害廃棄物中部ブロック広域連携計画』に基づき、被災地の情報を集約し、ブロック内の自治体に情報の発信・共有を行うとともに、環境省、他の地域ブロック、D.Waste-Net¹との情報共有・交渉を行う。また、被災した自治体の早期復旧に向けて、必要な情報の提供を行う。

¹ デイ・ウェイスト・ネット

D.Waste-Net: 災害廃棄物処理支援ネットワーク（我が国の災害廃棄物対応力を向上させるため、環境大臣が災害廃棄物対策のエキスパートとして任命した有識者、技術者、業界団体等で構成される組織）

2 応援職員の受け入れ体制

(1) 県及び市町の役割

ア 県の役割

県本部（指令部支援調整グループ）は、市町も含めた人的支援の需給状況を把握し、国や県が協定を締結している都道府県等（以下「広域応援協定団体」という。）などの連絡調整を行い、県への応援職員の受け入れを円滑に実施するとともに、県全体の人的支援の応援調整、情報管理を適切に実施する。

イ 市町の役割

市町は、人的支援ニーズを把握し、県及び市町が個別に協定を締結している地方公共団体等（以下「個別協定団体」という。）に対して応援要請を行うとともに、応援職員の受け入れに関する庁内調整を実施し、応援職員の受け入れを円滑に実施する。

(2) 県の受援体制・スキーム

ア 県本部

県本部（支援調整グループ）内に県内外との調整を行うための行政受援スタッフを設ける。また県本部が必要と認めるときは、県本部内に県内外からの応援職員の受け入れ等の調整を主な役割とする組織として、人的受援・応援チームを設置する。

【県本部人的受援・応援チームの編制】

| 受援組織 | 主な役割 |
|------------------------------|--|
| 指令部 行政受援スタッフ ／支援調整グループ | <ul style="list-style-type: none"> 行政受援の連絡窓口 県内の行政受援・応援関連情報のとりまとめ 県外への応援要請・受け入れ調整 |
| 経営管理部 行政経営班 | <ul style="list-style-type: none"> 県庁内の行政受援の需要把握 地域・各部を横断する職員配置等人的措置に関する調整 |
| 経営管理部 地域振興班 | <ul style="list-style-type: none"> 市町の行政受援の需要把握 被災状況等を踏まえた需要調整 |

1 広域応援協定団体：資料編7-1「本県が締結している主な広域応援協定」参照

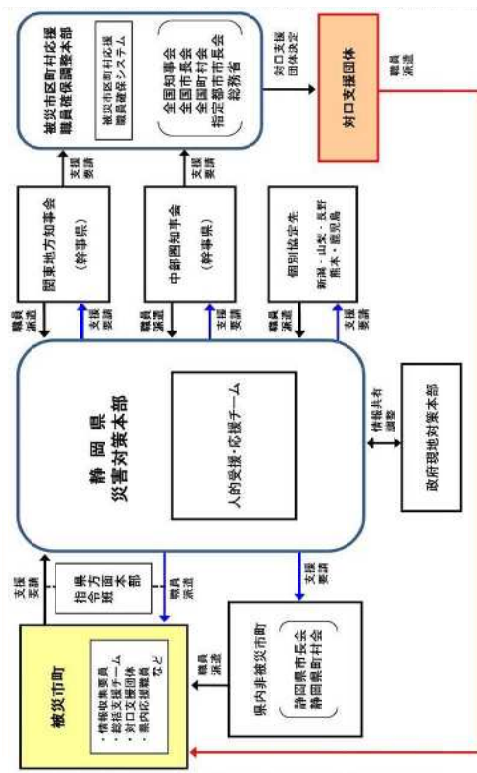
イ 方面本部

方面本部（指令班）は、静岡県災害対策本部運営要領の方面本部各班の事務分掌に基づき、管内市町における受援体制を支援する。

【方面本部指令班の編制】

| 区分 | 主な役割 |
|---------------|--|
| 方面 指令 班 | <ul style="list-style-type: none"> 他県等応援職員の受け入れに関すること 市町情報収集要員の派遣に関すること 市町行政機能チェックリストのとりまとめ |
| 本部 | 管内市町に対する応援に関すること |

【受援の全体像】



2 市町行政機能チェックリスト：84頁（4(1)イ項）参照

3 県業務の受援

(1) 業務継続

静岡県業務継続計画（BCP）により、あらかじめ定められた業務継続体制に依り、以下の方針に基づき、非常時優先業務³を適切に執行する。

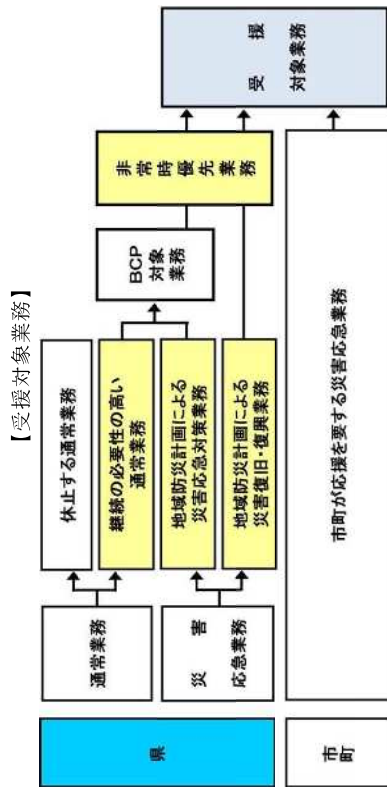
ア 発災時においては、県民の生命・身体・財産を保護し、被害を最小限にとどめることを第一の責務とし、非常時優先業務を最優先に実施する。

イ 県本部人員の受援・応援チーム（経営管理部行政経営班）は、非常時優先業務に必要な人員の確保や配分に当たっては、限られた資源を有効に活用するため、全庁横断的に調整を行う。

ウ 県民生活の維持・再建に係る行政サービスや社会基盤の応急復旧など優先度の高い業務の機能の確保に努め、非常時優先業務以外の通常業務については、積極的に休止、抑制する。

(2) 受援対象業務

県の受援対象業務は、各所属において非常時優先業務の中から選定する。



(3) 受援業務に関する整理事項

各部署は、受援対象業務ごとに、あらかじめ次の事項を整理しておくものとする。

【受援対象業務の整理】

| |
|----------------------|
| ・業務内容及び本県職員との役割分担 |
| ・業務実施時期及び想定人員数等 |
| ・応援職員の活動に必要なスペース、資機材 |

³ 非常時優先業務：大規模な地震発生時であっても優先して実施すべき業務をいう。「地域防災計画」による災害応急対策業務」と「継続の必要性の高い通常業務」、「地域防災計画による災害復旧・復興業務」を合せた業務

【熊本地震で熊本県が他自治体からの短期派遣により応援を受けた業務(参考)】

| 応援を受けた業務内容 | 職種 |
|--|---------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物仮置き場での分別指導 ・災害廃棄物処理委託（入札等）事務 ・災害廃棄物国庫補助事務 | 事務 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・所在不明者相談ダイヤルの相談対応 ・生活困窮者、生活保護受給に関する相談対応 ・被災地復旧支援事務（コールセンター、被災者生活支援、ボランティア調整、物資供給等） ・市町村等との連絡調整、応援物資の集配 ・みなし仮設審査、応急仮設契約 | 医師・保健師 獣医師 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・被災地支援事務（医療・保健活動） ・公衆衛生、動物管理業務支援 ・緊急点検、被災確認対応等 ・災害査定資料事前準備 ・査定前着工の事前協議資料 | 農業土木 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・被災箇所現地調査 ・復旧工法の検討 ・治山計画書作成 | 林業 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・被災箇所現地調査 ・災害査定資料作成・受検 | 土木 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・応急対策（仮設校舎を含む）の設計、施工 ・学校現場との連絡、調整 ・国庫補助事業計画及び被災度区分判定（復旧方法検討）のための調査業務・進捗管理 | 建築・電気 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・学習支援業務 ・地域や関係機関との連携業務 ・カウンスリング等による児童生徒の心のケア | 教育 |

(4) 各部署の人的応援要請の判断基準

ア 各部署は、業務継続に当たり、各班の担当部署において人員が不足する場合、応援要請を行う前に部内等における人員の再配置の実施を検討する。

イ 各部署は、部内等において人員の再配置を行っても、対応困難と見込まれる場合、人的受援・応援チーム（行政経営班）へ応援を要請する。ただし、業務の専門性が高い場合、部内等での人員の確保が困難であることが明らかなる場合等はこの限りではない。

ウ 人的受援・応援チーム（行政経営班）は、各部署からの要請を受けて、部署間で応援が可能なきは応援可能な部に応援要請を行う等の庁内調整を検討し、それにより難しい場合、人的受援・応援チーム（行政受援スタッフ）は、広域応援協定団体等へ応援要請（資料編7-3 様式2-1「応援職員のパシ協力依頼」及び様式2-2「応援職員のパシ要請人数等」参照）を行う。

エ 専門的な技術を要する要員（薬剤師、土木等）の過不足調整は、各部署管理班等（総務課等）を行う。

(5) 広域応援協定団体等との連携
 ア 広域応援協定団体等の情報連絡員の受け入れ
 人的受援・応援チーム（行政受援スタッフ）は、広域応援協定団体等の情報連絡員が到着するまでの間に、情報連絡員の活動場所や資機材等を確保するとともに、広域応援協定団体等と調整し、県への受け入れを行う。

イ 受援応援調整会議の開催
 人的受援・応援チーム（行政受援スタッフ）は、広域応援協定団体等の情報連絡員が円滑に人的支援ニーズの把握や連絡調整、災害対応等が行えるよう「受援応援調整会議」を開催し、被害状況、救出救助機関や広域応援協定団体等の活動状況、県及び被災市の対応状況等の情報共有を図る。

会議には、人的受援・応援チーム及び広域応援協定団体等の情報連絡員、必要に応じて関係部局等の出席を求めることができる。

ウ 受け入れ準備
 人的受援・応援チーム（行政受援スタッフ）は、応援職員の出泊場所について、応援側での宿泊施設の確保を要請した上で、手配できない場合の宿泊場所として、職員会館（もくせい会館）や職員住宅の空部屋、地震防災センターの会議室等のスペースの提供を検討する。

4 市町業務の応援・受援

(1) 県内被災市町への応援
 ア 市町情報収集要員の派遣
 各市町には、「静岡県災害対策本部運営要領等に基づき市町に派遣する職員の取扱い」に定める配備基準に基づき、管轄する方面本部・地域局から当該市町に対し、市町情報収集要員が派遣される。

【県の配備基準に応ずる市町情報収集要員の配備体制】

| 体制 | 発生事象 | 市町情報収集要員の配備体制 | |
|--------|-----------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------|
| | | 勤務中 | 勤務外 |
| 特別警戒体制 | 地域局管内の震度観測点で震度5強の地震を観測し気象庁が発表したとき | 勤務する所属で連絡が取れる体制を確保し、指示により派遣先市町で業務に就く | 自宅等で連絡が取れる体制を確保し、指示により派遣先市町で業務に就く |
| 災害警戒本部 | 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を気象庁が発表したとき | 勤務する所属で連絡が取れる体制を確保し、指示により派遣先市町で業務に就く | 直ちに指定された市町に参集し、業務に就く |
| 災害対策本部 | 県内の震度観測点で震度6弱以上の地震を観測し気象庁が発表したとき | 勤務する所属で連絡が取れる体制を確保し、指示により派遣先市町で業務に就く | 直ちに指定された市町に参集し、業務に就く |

イ 「市町行政機能チェックリスト」のとりまとめ等
 市町行政機能チェックリスト（資料編7-2「市町行政機能チェックリスト」参照）は、市町における行政機能の確保状況を迅速かつ的確に把握し、行政機能が低下した被災市町に対する効果的な応援職員の派遣等の支援の決定に必要不可欠であり、以下の手順により提出するものとする。

(ア) 人的受援・応援チーム（行政受援スタッフ）は、指令部伝達スタッフ/情報グループを通じ、各市町に対し、発災後、速やかに一斉FAX等により、市町行政機能チェックリストの提出を依頼する。

(イ) 市町は、可能な限り速やか（原則として発災後8時間以内）に、チェックリストを作成し、行政機能の確保状況を方面本部（指令班）に報告する。

(ロ) 方面本部（指令班）は、市町から報告がない場合、市町情報収集要員又は市町本部職員に対する口頭聴取によりチェックリストを作成する。

(ハ) 人的受援・応援チーム（行政受援スタッフ）は、県内市町のチェックリストをとりまとめ、総務省自治行政局市町村課に報告する。（原則として発災後12時間以内）

ウ 県職員への派遣

- (7) 人的受援・応援チーム（行政受援スタッフ）は、被災市町から県職員の派遣要請を受けた場合、もしくは市町情報収集要員からの情報等により、被災市町だけでは十分な災害対応ができない、又はそのおそれがあると判断した場合、被災市町の意向等を踏まえ、県職員による応援職員の派遣を行う。
- (4) 被災状況によっては、市町長の災害マネジメントをサポートする総括支援チーム⁴（災害マネジメント総括支援員⁵・災害マネジメント支援員・連絡調整要員）を派遣する。
- (7) 職員の派遣に当たって、あらかじめ業務ごとに応援職員候補者を名簿化しておくものとする。

(2) 市町における応援職員の受け入れ

ア 平素からの準備

- (7) 市町は、速やかな応援要請や適正な応援職員の配置調整につなげるために、あらかじめ応援職員が従事する業務内容を整理しておく。

- (4) 市町は、円滑に応援職員の受け入れを行うため、県及び対口支援団体等との調整や受援状況のとりまとめ等を行う受援担当（受援班等）をあらかじめ明確にしておく。

- (7) 応援職員の宿泊場所の確保については、応援側での対応を要請することを基本とするが、近隣の宿泊施設を紹介できるように、連絡先を記載した一覧表をあらかじめ用意しておく。

イ 発災時対応

- (7) 市町の受援担当（受援班等）は、あらかじめ整理した応援職員が従事する業務内容をふまえ、庁内の人的支援ニーズを把握する。

- (4) 市町の受援担当（受援班等）は、把握した人的支援をとりまとめ、市町情報収集要員又は県総括支援チームを通じて、県本部人的受援・応援チーム（経営管理部地域振興班）に対し、応援職員の派遣を要請する。

ウ 受け入れ準備

- (7) 市町は、応援職員の活動環境の確保（スペース、資機材等の準備）や応援職員に対する業務説明の準備を行う。

- (4) 市町は、応援職員の宿泊場所について、必要に応じてあてせんするとともに、被害状況によってホテル等の確保が困難な場合は、避難所となっていない公衆施設や庁舎等の会議室、避難所の片隅等のスペース

スの提供を検討する。

(3) 市町からの応援要請に基づく調整

県本部人的受援・応援チームは、被災市町からの応援要請に基づき、応援職員の派遣を調整する。

ア 県内市町間の派遣調整

- (7) 人的受援・応援チーム（地域振興班）は、被災市町のニーズに応じて、被災市町への県内市町職員の派遣について、静岡県市長会・町村会と連携し、県内他市町と調整を行うものとする。

- (4) 被災市町の個別協定等により応援が行われた場合は、人的受援・応援チーム（行政受援スタッフ）において情報を集約する。

イ 広域応援要請

- (7) 人的受援・応援チーム（行政受援スタッフ）は、被災市町のニーズに対し、県内の地方自治体による応援職員の派遣だけでは対応が困難な場合、「被災市区町村応援職員確保システム⁶」に基づき、総務省等に応援職員の派遣を要請するものとする。

- (4) 総務省等の調整により対口支援団体が決定した場合、人的受援・応援チーム（行政受援スタッフ）は、可能な限り被災市町の業務を把握し、対口支援団体に情報提供を行うものとする。

- (7) 対口支援団体は、被災市区町村応援職員確保調整本部が、中部ブロック内、全国の順（別表7-1「応援優先順位」参照）で調整し、決定する。

- (エ) その他個別協定等により県外自治体から被災市町への応援が行われた場合は、人的受援・応援チーム（行政受援スタッフ）において情報を集約する。なお、被災市区町村応援職員確保システムとその他の個別協定等に優先順位はなく、関係先との調整がつき次第、順次応援職員を受け入れる。

7 被災市区町村応援職員確保システム：88頁参照

⁴ 総括支援チーム：被災市町の長の指揮の下で、被災市町が行う災害マネジメントを総合的に支援するチームをいう。

⁵ 災害マネジメント総括支援員：都道府県・指定都市等の推薦を受け、総務省・消防庁で実施する研修を受講した災害対応に関する知見を有し、地方公共団体における管理職の経験などを有する者（GADM: General Advisor for Disaster Management）をいう。

⁶ 対口支援団体：被災市区町村に原則として1対1で都道府県又は指定都市が割り当てられる（カウンタートーパートナー）。次頁参照

別表 7-1-1 【応援優先順位】

| 地域 ブロック | 北海道東北 (A) | 関東 (B) | 中部 (C) | 関西 (D) | 中国・四国 (E) | 九州 (F) |
|------------|--|---|---|--|---|---|
| 都道府県 | 北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 新潟県 | 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 | 富山県 石川県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 | 福井県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 | 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 | 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 |
| 指定都市 | 札幌市 仙台市 新潟市 | さいたま市 千葉市 横浜市 川崎市 相模原市 | 静岡市 浜松市 名古屋市 | 京都市 大阪市 堺市 神戸市 | 岡山市 広島市 | 北九州市 福岡市 熊本市 |
| 応援 優先順位 | ①B②C③ D④E⑤F | ①A②C③ D④E⑤F | ①D②B③ A④E⑤F | ①C②E③ F④B⑤A | ①F②D③ C④B⑤A | ①E②D③ C④B⑤A |

「被災市区町村応援職員確保システム」(総務省)について

熊本地震における課題を受けて、総務省が設置した「大規模災害からの被災住民の生活再建を支援するための応援職員の派遣の在り方に関する研究会」は、平成29年6月、報告書をふまえて、総務省をとりまとめ総務省に提言を行った。この報告書をふまえて、総務省は、被災市区町村を支援する仕組みとして「被災市区町村応援職員確保システム」に関する要綱」を定めた。

【被災市区町村応援職員確保システムの概要】

当該システムが導入された場合、国においては「被災市区町村応援職員確保調整本部」が設置され、被災市区町村ごとに一対一で支援を行う「対口支援団体」の決定について調整が行われる。

また、被災都道府県には、必要に応じて「被災市区町村応援職員確保現地調整会議」(構成：総務省(事務局)、全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会、被災地域ブロック知事会幹事都道府県、被災都道府県等)が設置されることとなっている。

(ポイント)

- ・一般事務職の応援職員の派遣を対象とするシステムである。
- ・対口支援団体は、熊本地震では、発災翌々日から順次決定・派遣が開始。
- ・対口支援団体は、被災地域ブロックの都道府県を中心とするが個別相互応援協定を締結している都道府県からも選定し決定。
- ・被災市区町村に対する支援は、対口支援団体である都道府県が区域内の市町村とともに一体的な支援を行う。
- ・対口支援方式は、対口支援団体が個々の被災市区町村を一対一で支援する。
- ・対口支援団体には、被災市区町村長の災害マネジメントを総括的に支援する役割も期待する。
- ・対口支援団体による対応が困難な場合には、不足する職員について全国の地方公共団体による応援職員の派遣により補完的に対応する。

5 広域応援協定

県が締結している広域応援協定は次のとおり

【広域応援協定】

| 名称 | 地域 | 加盟地方公共団体等 |
|-------------------------------------|-------------|--|
| 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定 | 全国 | 北海道、東北地方知事会、関東地方知事会、中部圏知事会、近畿ブロック知事会、中国地方知事会、四国知事会、九州地方知事会 |
| 震災時等の相互応援に関する協定 | 関東1都9県 | 東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県 |
| 災害時等の応援に関する協定書 | 中部9県1市 | 富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市 |
| 中央日本四県(新潟・山梨・長野・静岡)の災害時の相互応援等に関する協定 | 中央日本四県 | 新潟県、山梨県、長野県、静岡県 |
| 熊本県と静岡県との災害時の相互応援等に関する協定 | 熊本県 静岡県 | 同左 |
| 鹿児島県と静岡県との災害時の相互応援等に関する協定 | 鹿児島県 静岡県 | 同左 |

令和元年5月31日
地震火山部

「南海トラフ地震臨時情報」等の提供開始について

気象庁では、中央防災会議での「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の変更を踏まえ、本日（31日）15時より「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」の提供を開始します。

本日（31日）開催された中央防災会議において、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」が変更され、南海トラフ沿いでマグニチュード8クラスの地震が発生した場合等、南海トラフ地震の発生可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合の国や地方公共団体、企業等の防災対応が定められました。

国や地方公共団体、企業等が、この基本計画に基づく防災対応をとりやすくするため、気象庁では、従前の「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」及び「南海トラフ地震に関連する情報（定例）」に替わり、「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」の情報発表を、本日（31日）15時より開始します。（これら情報の内容は、本年3月29日の報道発表でお知らせしたものです）

このうち、「南海トラフ地震臨時情報」については、情報の受け手が防災対応をイメージし適切に実施できるよう、「巨大地震警戒」等の防災対応等を示すキーワードを情報名に付記します。情報発表条件やキーワードを付記する条件は別紙1、発表情報例と情報発表までの流れは別紙2のとおりです。

なお、内閣府（防災担当）から公表されている「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」には、地方公共団体や企業等における防災対応の基本的な考え方や検討手順等が示されています。

【参考】南海トラフ地震対策（内閣府 HP）

<http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/index.html>

※「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」や「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」が掲載されています

問合せ先：地震火山部 地震予知情報課 宮岡、竹中、岩村
電話 03-3212-8341（内線 4566） FAX 03-3212-2807

南海トラフ地震に関する情報について

○「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

「南海トラフ地震に関連する情報」は、以下の2種類の情報名で発表します

| 情報名 | 情報発表条件 |
|---------------|--|
| 南海トラフ地震臨時情報 | <ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合 |
| 南海トラフ地震関連解説情報 | <ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります</p> |

○「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件
 情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で
 情報発表します

| キーワード | 各キーワードを付記する条件 |
|-------|--|
| 調査中 | <p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内^{※1}でマグニチュード6.8以上^{※2}の地震^{※3}が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測 |

| | |
|--------|--|
| 巨大地震警戒 | ○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※4} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合 |
| 巨大地震注意 | ○監視領域内 ^{※1} において、モーメントマグニチュード ^{※4} 7.0以上の地震 ^{※3} が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合 |
| 調査終了 | ○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合 |

- ※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲（下図参照）
 ※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する
 ※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く
 ※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。



○今後の情報発表方法について

今後、十分な準備期間を設けた後、自動処理がしやすいように新たな電文による情報発表を実施する予定です。

地震の発生にともない発表する場合

ひずみ計の変化にともない発表する場合

令和〇年〇月〇日
気象庁地震火山部

南海トラフ地震臨時情報（調査中）

＊ ＊ 見出し ＊ ＊
本日（〇日）〇時〇分頃に〇〇〇〇〇〇を震源とするM〇. 〇（速報値）の地震が発生しました。気象庁では、今回発生した地震と南海トラフ地震との関連性についての調査を開始しました。
南海トラフ地震で被害が想定される地域の方は、個々の状況に応じて、身の安全を守る行動を取ってください。

＊ ＊ 本文 ＊ ＊
本日（〇日）〇時〇分頃に〇〇〇〇〇〇を震源とするM〇. 〇（速報値）の地震が発生しました。

気象庁では、今回発生した地震と南海トラフ地震との関連性についての調査を開始しました。このため、〇時〇分から南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会を開催します。

次の「南海トラフ地震臨時情報」は、〇時頃に発表します。南海トラフ地震で被害が想定される地域の方は、個々の状況に応じて、身の安全を守る行動を取ってください。

※評価検討会は、従来の東海地域を対象とした地震防災対策強化地域判定会と一体となって検討を行っています。

令和〇年〇月〇日
気象庁地震火山部

南海トラフ地震臨時情報（調査中）

＊ ＊ 見出し ＊ ＊
〇〇地域のひずみ観測点で有意な変化を観測しており、変化が大きくなっています。気象庁では、観測されている現象と南海トラフ地震との関連性について調査を開始しました。
南海トラフ地震で被害が想定される地域の方は、今後の情報に注意してください。

＊ ＊ 本文 ＊ ＊
〇〇地域のひずみ観測点で有意な変化を観測しており、変化が大きくなっています。

気象庁では、観測されている現象と南海トラフ地震との関連性について調査を開始しました。このため、〇時〇分から南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会を開催します。

次の「南海トラフ地震臨時情報」は、〇時頃に発表します。南海トラフ地震で被害が想定される地域の方は、今後の情報に注意してください。

<変化を観測したひずみ観測点>
以下の観測点で有意な変化を観測しています。
〇〇〇〇（ふりがな） 〇日〇時〇分頃から

また、以下の観測点で若干の変化を観測しています。
〇〇〇〇（ふりがな）
〇〇〇〇（ふりがな）

なお、南海トラフ沿いの地域の地震活動には特段の変化は見られません。

※南海トラフ地震に関する今後の気象庁からの情報は、テレビ・ラジオ・気象庁ホームページ・気象庁ツイッター公式アカウント等でも知ることができ

ます。
※評価検討会は、従来の東海地域を対象とした地震防災対策強化地域判定会と一体となって検討を行っています。

観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合

令和〇年〇月〇日
気象庁地震火山部

南海トラフ地震関連解説情報（第〇報）

この場合のみ情報番号を付します

* * 見出し * *
 * * 昨日（〇日）〇時〇〇分頃に〇〇〇〇〇〇を震源とするM〇.〇（モーメントマグニチュード〇.〇）の地震が発生しました。その後も地震活動は活発な状態が続いています。
 * * この地震と南海トラフ地震との関連性について検討した結果、この地震は南海トラフ地震の想定震源域のプレート境界のうち、〇〇〇〇〇〇から〇〇〇〇〇〇〇〇にかけての領域で発生したものと考えられます。

政府では、南海トラフ地震防災対策推進地域に対して〇月〇日〇時〇〇分まで警戒（注意）する措置をとるよう呼びかけています。引き続き、政府や自治体などからの呼びかけ等に応じた防災対応をとってください。

* * 本文 * *
 * * 昨日（〇日）〇時〇〇分に、〇〇〇〇〇〇を震源とするM〇.〇（モーメントマグニチュード〇.〇）の地震が発生しました。その後も地震活動は活発な状態が続いています。
 * * 昨日（〇日）〇時から本日（〇日）〇時までに南海トラフ地震の想定震源域で発生したM〇.〇以上（暫定値）の地震回数は次の通りです。
 * * 〇日〇時から〇時まで 〇回
 * * 〇日〇時から〇時まで 〇回
 * * 〇日〇時から〇時まで 〇回
 * * また、〇〇地域のひずみ観測点では、M〇.〇の地震に伴う変化（とそれに引き続きゆっくりとした変化）が観測されています。

政府では、南海トラフ地震防災対策推進地域に対して〇月〇日〇時〇〇分まで警戒（注意）する措置をとるよう呼びかけ等を行っています。引き続き、政府や自治体などからの呼びかけ等に応じた防災対応をとってください。

気象庁では、引き続き注意深く南海トラフ沿いの地震活動の推移を監視します。

今後、「南海トラフ地震関連解説情報」で地震活動の状況等を発表します。次回の情報発表は、〇日〇時頃を予定しています。
 なお、新たな変化を観測した場合には随時発表します。

※モーメントマグニチュードは、震源断層のずれの規模を精査して得られるマグニチュードです。気象庁が地震情報等で、お知らせしているマグニチュード（M）とは異なる値になる場合があります。

「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合

令和〇年〇月〇日
気象庁地震火山部

南海トラフ地震関連解説情報

本日（〇月〇日）開催した第〇回南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会、第〇回地震防災対策強化地域判定会で評価した、南海トラフ周辺の地震活動の調査結果は以下のとおりです。

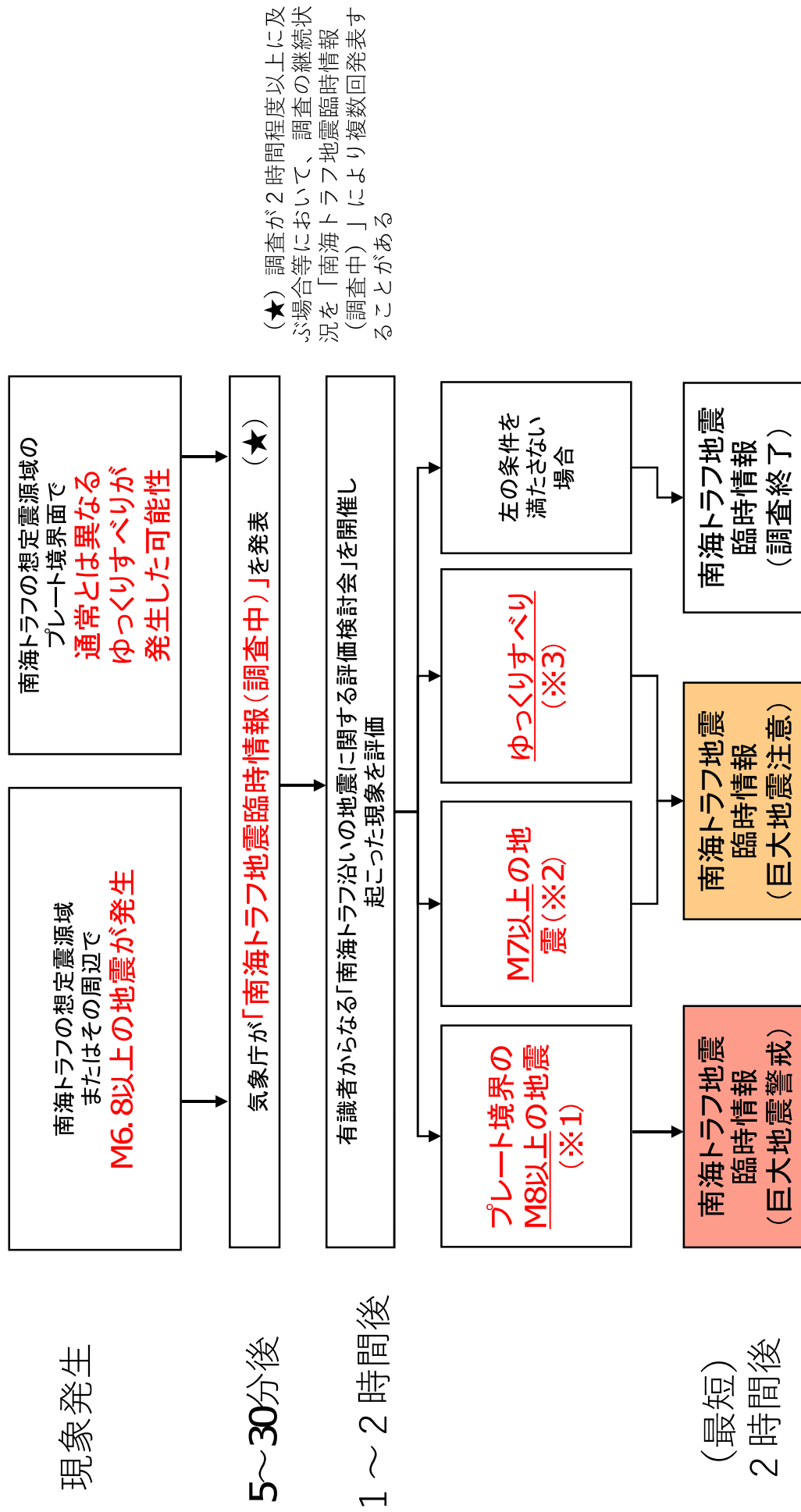
現在のところ、南海トラフ沿いの大規模地震の発生の可能性が平常時（注）と比べて相対的に高まったと考えられる特段の変化は観測されていません。

（注）南海トラフ沿いの大規模地震（M8からM9クラス）は、「平常時」においても今後30年以内に発生する確率が70から80%であり、昭和東南海地震・昭和南海地震の発生から既に70年以上が経過していることから切迫性の高い状態です。

1. 地震の観測状況（中略）
2. 地殻変動の観測状況（中略）
3. 地殻活動の評価（中略）

上記観測結果を総合的に判断すると、南海トラフ地震の想定震源域ではプレート境界の固着状況に特段の変化を示すようなデータは今のところ得られておらず、南海トラフ沿いの大規模地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと考えられる特段の変化は観測されていません。

南海トラフ地震臨時情報の情報発表までの流れ



※内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】」の図に加筆・修正

※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)